

平成29年12月第15回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成29年12月6日第15回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
12番	大 槻 和 弘	13番	百 井 いと子
14番	鈴 木 邦 昭	15番	木 村 満
16番	熊 田 芳 子	17番	佐 藤 ア ヤ
18番	佐 藤 實		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 大槻和弘議員、13番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目め、所有者の所在不明の土地や埋蔵文化財に係る土地の整備について。2項目めには、防災集団移転促進事業の造成地空き区画の活用について。3項目めが大雨時の雨水対策について。以上3項目質問いたします。

まず1項目め、所有者不在の土地や埋蔵文化財に係る土地の整備について質問い

たします。

1点目、本町では公共事業のために取得しようとする用地について、共有地が相続登記されておらず、所有者がすぐに判明しないとか、判明しても連絡がつかない土地や、相続人多数となり相続人の一部が所在不明なため用地取得が困難となり、道路等の拡幅ができない場所がございます。

この件に関し、本町ではどのように取り組んでいるのか。またこの問題については、大変厳しい問題と思いますけれども、今後、どのように取り組んでいくのか答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の事業用地に係る地権者が既に亡くなられ、相続登記がされないまま時間が経過したことにより、相続人が多数となって、なおかつ相続人の中に所在が不明な方がいる場合につきましては、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任について申し立てを行い、弁護士や司法書士などを不在者財産管理人に選定していただいた上で、その選任された不在者財産管理人と遺産分割協議を行いながら、滞っていた相続手続を進め、用地の取得をしてきております。

しかしながら、議員ご指摘のように未相続の期間が長く、その結果相続人が100人以上となり用地の取得が困難な箇所がございます。この箇所につきましては、相続関係図を更新しながら、相続人の把握を進めておりますが、時間の経過とともに相続関係人に増減がありますので、苦慮しながら進めているのが現状であります。

今後の取り組みについてですが、相続人の関係を明らかにし、どのような手法が使えるかなど、法務局と相談しながら相続手続が進められるよう、今後とも努力してまいりたいと、そのように考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かにこれは、本当に大変な問題ということで、先ほど家庭裁判所、また司法書士、弁護士、こういった方々のお力をお借りしながら進めていくということでございますけれども、法務省はことし6月、所有者不明の土地に関する初の実態調査を実施したわけでございますけれども、最後の登記から50年以上経過している土地というのが都市部で6.6%あったと。そしてまた、地方では26.6%に上ると、このように公表しておりました。全国で九州の面積を上回る約410万ヘクタールに達すると、こういう推計を発表しており、これからさらに深刻になっていくと

警笛を鳴らしておりました。

この問題は、先ほども言いましたように、本当に全国的に難しい問題として、現在、国交省や法務省、または関係省庁で簡素化に整備できるように動いているようでございます。この件に関しては、現在の法律では膨大な時間と労力がかかる、先ほど町長がお話ししておりました、苦勞しながら進めておるということでございましたけれども、ここがやはり本町でも直面する喫緊の課題ではないかと、このように思うわけでございます。

先ほど、取り組みについて答弁いただきましたけれども、では現在、本町で事業を進めている中で、取得しようとする用地が相続人多数となり取得が困難となっている土地は何か所ぐらいあるのか、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 施設管理課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答えいたします。

現在進めております事業につきましては、相続件数が多くおられる件数としましては11件ございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 11件ということで、この11件も、いつ町の土地になるかということだと思います。そういった中で、昨年の12月の定例会において、町が行う土地改良事業の計画を変更することについて、議会に説明がございました。事業名が震災復興畑団地整備事業。平成28年度完了の予定が平成32年までの期間延長の変更議案が提出されたわけでございますけれども、その事業で、やはり相続関係を調査しますと、未相続の方が23名いたというお話でございました。この未相続のままでは、やはり売買契約や所有権移転ができないため、関係者へ相続に関する支援を求めたが、20年以上未相続になっていたものがあつたと。そのため難航し、想定以上の時間が必要だと、当時の農林水産課長からの説明を受けたわけでございます。

そもそも登記簿上に土地などの所有権を記載する登記というのは、権利ではあるけれども義務ではないということでございます。ですから、所有者不明になる大きな要因が、やはりここにあるのかなと、このように思うわけでございます。売買などの機会がなければ、相続登記しなくても生活に支障が出ないケースというのが、

やはり珍しくない、このように聞きます。

しかし、相続登記がされずに放置しますと、相続人がどんどんふえるわけですね。震災復興畑団地整備事業においても、やはり未相続23名と、このようにふえてきているわけでございます。要するに、ネズミ講と同じなんですね。ネズミ講と同じようにどんどんふえると。そうなりますと、所有者の把握はますます難しくなると、こういうことではないかと思うわけでございます。

以前、私は道路の拡幅について何度か担当課に相談したことがございます。その場所は、町道下大畑線のところでございますけれども、ここは担当課からは、その場所は個人の土地にかかっているんだと。確かにそうですね。その土地は相続人多数のため買い取りが大変厳しいということでございました。当時、四、五年前だと思いました。そのとき確認したときは、約90人ぐらいいるというお話でございましたけれども、何か減ったというようなことも最近聞きました。

現在、その土地には家も建っているんです。しかし、その家は空き家となっているんですね。その居住者というのは施設に入所しているということを知っております。やはり、早く手を打たないと、さらに相続人がどんどんふえていくのではないかと、私はこう思うわけでございます。

その道路については、行政区長とか地域住民の方々からも苦情が来ているのではないかと、こう思っております。やはり、町民の方々が困っているわけです。また、そこは車の往来が多いと、大変危険な場所であると。このように危険な場所は、しっかりやはり取り組むべきではないかと考えますけれども、町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この場所につきましては、ご指摘の場所を私もたまに通ります。減速しながら通っているというのが現状でございます。現状の作業について、施設管理課のほうより現状について説明させます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 現在の状況でございますが、相続人につきまして調査を行ってございます。先ほどお話にありましたとおり、ちょっと少なくなっているというお話がございましたが、実際、現実的には130人ほどというふうに、今現在把握してございます。そのため、あと海外に移住している方も相続人としておられること

から、現在、法務局のほうと相談をしながら、どのような手続を踏めば130人の相続ができるか検討していきたいということで、今、動いているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 130人という、私、今初めて聞きましたけれども、四、五年前、90人と、ですからもしかすると100人超えるかもしれませんということはおっしゃいました。現在130人ということでございますけれども、やはり所有者の不明土地をふやさないためには、相続などの際に登記を促す取り組みというのが、やはり求められるのではないかと、このように思います。

先ほど、取り組みについてある程度の答弁をいただきましたけれども、1つ、よその参考事例をお話しさせていただきます。

まず、隣の山元町でも平成25年ですか、用地取得手続を円滑にということで、山元町議、職員が勉強会を開いたようでございます。これは、平成25年ごろに開いたと。山元町のほうに確認しましたら、山元町の方々もちょっといつごろだったか、25年だと思いますというような返事で、はっきりした返事ではなかったんですね。一応確認しましたら、そういうことでございました。

どういうことかと言いますと、復興事業の用地取得に当たる宮城県山元町の職員が、司法書士から相続などの専門知識を学ぶ出張勉強会が町役場であったと。宮城復興局と県司法書士会の共催で、被災地では初の試みだということ、このように載っております。これはあるニュースに載っていました。

それで、さまざまな事例に接してきた職員らは真剣に耳を傾け、行方不明の相続人の調査方法はとか、認知症などで判断能力が乏しい相続人の代理人はどう立てればいいのかとか、盛んに質問があったということをおっしゃいました。

本町ではこういったことに対しての勉強会というのはされたんでしょうか。伺います。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答えいたします。

亶理町におきましては、勉強会というものを開催したことはございませんが、その案件ごとに法務局等に相談をしながら進めてきたということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 相談しながら進めてきたということでございます。また、ある新聞に載っておりましたけれども、京都府にあります精華町というところでは、総合窓口課という課があるそうです。ここに私も電話してみました。京都弁で早口で、京都なまりですから通じないんですよ。「済みません、私、東北人なもので、東北人というのはゆっくりしゃべるもので、もう少しゆっくりしゃべっていただけませんか」ということで、お願いしながら聞いたわけですが、そういうところで、死亡届を総合窓口課で受けた際、農地や森林を相続する際には、義務づけられている届け出など、必要となる諸手続を一覧で示した資料を相続人にまず送付するそうです。そして、手続のため相続人が来庁した際は、固定資産税の係の方、税務課だと思います、固定資産税の係の方がその総合窓口まで来るんだそうです。

亘理町とは言いません、よその町ですけれども、あそこの課に行ってください、あそこに行ってくださいとよく言うことを聞いています。亘理町にはそういうことではないと思いますので、この総合窓口に出向いてくるそうです、税務課が。そして、法務局などで相続手続が必要となることを説明し、そして相続登記の際に提出する書類のリストを渡している。こうした対面による丁寧な説明によって、相続手続はふえてきているということでございました。

それからもう1カ所、新潟県の長岡市でございます。ここもやはり電話でも聞きました。市役所なんでも窓口というところでございます。この窓口を設けておまして、この窓口は平日はもちろんのこと、土曜日、日曜日、祭日、この日もずっと、要するに休みなしというような形で開設しているということでございます。ここで死亡届を受理した際、相続登記を含む手続を一覧表で案内し、細かく教えていると、こういう話でございました。所有者不明の土地に関しては、やはり効果が出ているというお話をいただきました。

このように、やはり本町でも丁寧な説明を取り入れることによって、まちづくりのための公共工事や、それから防災工事、そして緊急の工事が出た場合、土地の所有者を把握しやすくなるのではないかと、このように思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変結構な情報だと思います。町としましても、相続ということに

ついて新たな視点から取り組んでいければなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひ、土地取得に関してはやはり難点がございます。危険な道路等の整備については、やはり時間はかかるでしょうけれども、対策はしっかりととっていただいて、整備していただければと、こう考えるわけでございます。

2点目に入ります。

通学路にかかる道路が、埋蔵文化財地域ということで通学路が整備できない場所がございます。この件に関し、本町の取り組みについて答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 遺跡や貝塚など、埋蔵文化財包蔵地に指定している箇所の道路、通学路を整備する場合、事前に事業計画を宮城県に提出しまして、文化財保護法に基づき宮城県教育委員会等と協議を行うことになっております。

事業計画の内容が遺跡に影響があると考えられた場合は、試掘調査を行い、この試掘調査で重要な遺構や遺物が数多く発見された場合には、本格的な調査を行い、記録・保存をする必要があります。

発掘調査は、調査面積や遺跡、柱跡のような遺構の残りぐあい、土器などの遺物の発見状況によって異なりますけれども、数週間から数カ月かかることもあり、結果として埋蔵文化財のある地域の道路整備については時間を要しているのが現状であります。

近接する道路網の整備状況を見ながら、今後、そのような場所の検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 埋蔵文化財保護法というのがございまして、第95条に埋蔵文化財包蔵地の周知というのが1項にございました。その中で、国及び地方公共団体は周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならないと、このように載っております。

これは、亘理町の条例もございまして、亘理町文化財保護条例19条には、標識の設置というのがございました。それから亘理町のやはり文化財保護条例施行規則の10条には標識、11条には説明板、13条には標識の設置と、やはりこういうのがございます。

そういう点では、やはり本町でもそれぞれのところに立て看板を設置してあるというのを、私も見て歩いて周知したわけでございますけれども、しかし、私、今質問しようとしているのは、通学路でございます。この通学路のところで看板もない、要するに周知もされていないというところがあったわけでございます。この何もしていないとか、そういうところは、やはり危険ではないかと私は思うわけでございますけれども、この危険な地域があれば、どのように今後考えるのか、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほどもお答えしたわけでございますけれども、危険という意味がちょっとわからないんですけれども、近接する道路網もあるわけですから、その辺との兼ね合いの中で整備していくということで答えつつもでございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 大変失礼しました。どの辺かわからないということで、この場所は、6号線から東街道に入るところ、5メートルぐらいのところ右に入る道路がございます。これが通学路だということを保護者の方から聞いて初めて、こんなところが通学路ということで、私もびっくりしたわけでございます。

当時、やはり四、五年ぐらい前だったですけれども、そこは草も大分生えておりまして、それから小さな車が通ってました、わだちもついていましたけれども、そこには沢もございます。沢というのか用水路というんでしょうか、沢、当局から確認しましたところ、通称はズングリ沢というそうですね。ズングリ沢というのは、ズンというのは松の栗にさんずいの沢、松栗沢というんだということをお聞きしたわけでございますけれども、そこのところですね。

そこは、中学生が自転車で通学しております。私は、そこは大変危険だなと見ていたわけでございますけれども、でも今は、そこからちょっとまた30メートルぐらい行ったところに赤道というんですか、町管理の赤道がございまして、そちらのほうを自転車で通ってました。朝早く、私どのぐらい通るのかなと思って、あそこで1時間ぐらいいましたけれども、4人ぐらい自転車で通っておりました。

これは本当に、ここは大変危険な場所だと見ていたわけですが、例えば、今までは事故がないからこのままでいいのではないとか、それから何かの拍子で松栗沢へ落ちた場合、けがをしたというぐらいだったらまだいいんですけれども、

いいということはないですけれども、けがぐらいだったらまだ軽傷だったらいいんですけれども、やはり死亡事故となったら、これは示しが見つからないのではないかと、私はそう思うわけでございます。

用水路事故と言えば、ことしの4月28日ですか、狐塚の町道わきの用水路で死亡事故がありましたけれども、やはり死亡となりますと大きな問題になると思いますので、やはり周知の埋蔵文化財包蔵地に関しては、やはり文化財保護法によって規制があるというのはわかりますけれども、そうであるならば、早目に対策をとることが大事ではないかと、このように思いますけれども、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ご指摘の場所については、都市建設課のほうでは恐らく把握していると思うので、都市建設課より現状について……、教育委員会のほうから。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 6号線沿いの東街道沿いの通学路云々ということで、議員おっしゃられましたけれども、亙理中学校の多分生徒だと思います。亙理中学校のほうに、私も通ってみて、その後に亙理中学校のほうに確認をとりましたけれども、そこは通学路には指定しておりませんよと。前も、大分そこは結構暗いところなので、子供たちの通学路にとっては不適切だということで、生徒には6号線の歩道があるので、そここのところを通りなさいと、そういう指導をしているということでございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） では、保護者の方が間違っているということでございますか。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 子供たちにとっては、ちょっと近道を通ろうかなと、そういうような形で多分通っているのかと思いますけれども、まず、先ほども言ったように、学校のほうでは通学路では指定しておりませんよということなんですね。ですから、その辺は安全性を考えた上で、学校のほうにももう一度指導していただくよう、それから保護者にも、そこは通学路ではありませんよということを徹底して教えていただくと、そういうような形をとりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） わかりました。私も、保護者のほうにはその旨は伝えるようにいた

します。

やはり、この埋蔵文化財地域の看板が設置されている場所、もう1件がありました。畑中貝塚というところでございます。ここは確かに看板がございます。そこには橋がございます。黒森沢橋というそうなんですけれども、そこは道路は非常に広く、そして歩道も大きくとってあるところなんですけれども、その橋に来ますと非常に狭くなっているんです。ここは小学校に通う児童、それから中学校に通う生徒、こういった人たちが通る橋でもございますし、またそこは車の往来も結構ございます。

先ほど話した、どこかと言いますと町道の下大畑線、ここでございますけれども、担当課といろいろここもお話ししてありますので、以前もですね、その橋はやはり、無理な通行をしようとしたのか、欄干がへこんでおります。ぶつかったんでしょう。そういう橋でございます。そこは、埋蔵文化財の地域であるということで、橋の拡幅は非常に厳しいんだということを、私はやはり数年前に言われました。最近もまた、お話ししに行ったけれども、なかなか厳しいようなお話でございましたけれども、この埋蔵文化財地域というのは、橋の拡幅整備はやはり難しいんでしょうか。やはりしっかりと段階を踏んでいけば拡幅はできるのではないかと、こう思うわけなんですけれども、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ただいまの質問ですけれども、畑中橋なんですけど、議員お話しのとおり埋蔵文化財の地域となつてございまして、橋の拡幅工事をする際には発掘調査が必ず必要となります。それも手順を追って県と協議をして発掘調査を進めていけば、工事はできないということにはございませんが、今、あそこが橋が未改良である原因のもう一つに、橋の場合、かなり多額の事業費がかかるものですから、国のほうに補助事業を過去からずっと要望してきているんですが、採択基準が厳しくて、なかなか認めてもらってない状態が続いております。

また、単独費でやればということにもなるんですが、周辺の町内のいろいろな状況を見ながら、通行車数とか、そういうものを考えながら、順番づけではないですけれども、やっておりますので、今まだちょっと手がついてないという状態になつてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 現在やっているということでございますけれども、やはり児童生徒

の安全、そして車両も危険なく往来できるように、やはり早く県といろいろ相談していただきまして、整備のほうを考えていただきたいなど、このように思っております。

2項目めに入ります。

防災集団移転促進事業の造成地、空き地区画活用について質問いたします。

本町では、防災集団移転促進事業で6団地、200区画整備しました。いまだ空き区画がございます。この空き区画を一般向けに町有財産の活用として進めてはいかがでしょうか、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亶理町では、沿岸部からの防災集団移転のため、移転促進区域として指定した551世帯の被災された方々の意向を踏まえまして、亶理、吉田、荒浜地区に6団地の200区画の整備を行ってまいりました。しかしながら、移転対象者の意向変化などにより、別の方法で再建された方もいらっしゃいまして、空き区画が生じている団地があります。

現在の空き区画の状況ですけれども、6団地のうち4団地で、内訳は荒浜中野団地が5区画、亶理江下団地が9区画、吉田舟入北団地が1区画、吉田大谷地団地が1区画の合計16区画となっております。この空き区画については、議員ご指摘のとおり、町有財産の有効活用として一般向けに分譲したいと考えております。

本年4月には、災害公営住宅を一般開放しました。このときと同様に、国・県との協議を整え、所要の手続を経なければならず、一般向けに分譲に時間を要しておりますが、来年2月には分譲できる手続を進めてまいります。

実は、亶理町の場合、比較的早く団地を造成したので、大分早い時期からこの考えは持っていたんですけれども、やはり今回の制度的な縛りがあって、ちょっとおくれた面が実はあります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 2月に手続を進めているということでした。もし、町内被災者の方々、土地売り払いが厳しい、もうほとんどの方が、もういいよという方、それからまた本町の方で買わないという方がいらっしゃった場合、やはり本町の人口増にもつながると思いますけれども、これは町外の方に募集をかけるということの考えについてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、もともと亶理町は早い時期に団地造成が終わって、今、議員ご指摘の方向で来たわけなんですけれども、制度的な面があって、今までになつたという現状があります。現在の募集の状況につきましての考え方、施設管理課のほうより答弁したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答え申し上げます。

現在、対象者について詰めてございますが、まず亶理町内の被災者は優先させたいという考えを持ってございます。それでも埋まらないという状況がございましたら、亶理町内の被災をされてない方、それよりもっと拡大して、それでも埋まらないということが想定される場合につきましては、亶理町外の方を含めて募集をかけていきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） ぜひ、そのままにしないことが、私はやはり大事だと思いますので、肅々と進めていただきたいなど、このように思います。

3 項目めに入ります。

大雨時の雨水対策について質問いたします。

近年、大雨により雨水による被害が至るところで見受けられました。特に、10月の台風21号では、本町も大きな被害をこうむったわけでございますけれども、12月1日、町長の提案理由でも、台風21号についてお話があったわけでございますが、とにかくこの雨水があふれ、水かさが増して家から出られない地域とか、汚水管の流れが逆流し、トイレが使用できないという地域がございました。また、側溝から雨水があふれて道路が冠水、庭が水浸しになった。また冠水によってかさ上げした土地が削られた、こういうところもございました。

このまま未整備のところは、大雨が降ればまた同じことの繰り返しとなると思います。被害に遭っている町民の方々は、やはり大変困っているのが現状でございます。この件に関し、本町では今後どのような対策をとっていくのか、答弁お願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） さきの台風21号の大雨による浸水被害については、10月20日から

23日までに総雨量が314ミリメートルの記録的な大雨となっておりまして、町内のいたるところで浸水被害が発生いたしました。これは、鳥の海の高潮と満潮時刻が重なったため、鏡川排水路が満水となり、水位が下がらない時間が続いたことなどから、内水が滞り道路浸水などの被害が発生したものであります。

また、汚水管の流れが逆流して、トイレが使用できない地域もあったにつきましてでございますけれども、亶理町の公共下水道は分流式といたしまして、汚水は公共下水道へ、雨水は側溝などへ別々に流す方式になっており、本来、雨水は侵入しないことになっておりますが、震災以降、雨天時の侵入水、これは不明なんですけれども、この侵入水が増加しており、大雨時には流域下水道の県南浄化センターで流入水の処理が追いつかず、亶理町のほか流域下水道に加盟する各市町でマンホールからの溢水が発生しております。

また、そのような状況は雨が一段落した後もしばらく継続しており、汚水の流入量を減らすべく、防災無線によりまして各家庭に節水協力の呼びかけを行ったところでございます。町民の皆さんには、大変ご不便をおかけしたことを、この場をお借りして深くおわび申し上げます。

このような現状を踏まえまして、阿武隈川流域下水道では、平成27年度より溢水対策部会を立ち上げまして、溢水対策に取り組んでいるところであります。

大雨時の下水管への侵入がマンホールからの溢水や汚水の排水不良を発生させていることから、亶理町におきましても雨水の侵入が考えられる旧型のマンホールの交換を進めるなど、大雨対策に取り組んでまいります。

また、公共下水道での雨水浸水対策においては、本年度は倉庭地区の排水路の流末となる鹿島川サイホン部分が改修工事を実施しておりますが、その他の地区についても、下水道全体計画に基づきまして順次浸水対策を推進していきたいと思っております。

なお、亶理町におけるその他未整備の水路については、地区要望によりまして年次計画を進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 亶理町は非常に土地柄が平たんでありますので、そういった点では本当に大変だろうと、こう思うわけでございますけれども、先ほど申し上げました、雨水があふれて道路が冠水しているところというのは、要するに津波で家を失った

方々の狐塚の戸建て住宅、被災者用に整備された防災集団移転の江下団地、それから大谷地団地、このところでもございました。

要するに、津波で被害に遭われた方々が、安心して住めるということで引っ越してきたわけですね。ところが、津波のように家ごと持っていくということもございませんけれども、大雨によってまた雨水の被害に遭ったということでございます。大谷地団地の高齢者の方から電話をいただきまして、病院に行く予定だったけれども、玄関から出られないと。ですから今回、病院に行くのをやめましたというご高齢の方がおりました。

また、狐塚戸建て住宅の方、トイレが逆流して使えないと。それでよそに行ってトイレをお借りしたと。しかし、それは明るくて雨が大体やんできたころだから、よそに行って借りられたということで、やはり夜中とか、それから大雨の降っているときは、よそに借りにいくことができません。それでどうしたかと言いますと、そのまま流してもどうしようもないから、逆流してくるので、そのまま使いましたということをおっしゃっていました。

やはり、このようにトイレは大雨のときは本当に大変だと。早く整備していただきたいという声がありましたけれども、先ほど側溝雨水あふれ、道路冠水ということをおっしゃいましたが、この場所も、称名寺前堤ですか、あそこを通る側溝、これはもう随分前から本町担当課のほうでは言われているはずなんですね。一般質問でも同僚議員が以前話していたのを聞いたことがございますけれども、ここは区長からもたしか上がっていると思います。そしてまた冠水した、それでかさ上げした土地削られたというところは、南河原沢という場所でございます。

このように、やはり大変困っている方が大変いらっしゃるわけでもございます、本町でも。この雨水被害の頻度を考えますと、本町にとってはこの雨水対策は、地震、津波対策に勝るとも劣らない位置づけが必要と考えますけれども、町長の考えを伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、当町は本当に平たんでございます。この平坦な地形、それから全ての排水は鑑川を通して鳥の海と、この辺の構造的な問題もあります。この辺がありますけれども、先ほど申し上げた公共下水道については、地区からの要望もありますから、緊急を要するものから年次計画ということで対応し

ていきたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 町内には、先ほども言いましたように、まだまだ浸水被害で不安を抱えているところがたくさんございます。やはり親身になった迅速な対策、対応をとっていただきたいと、こう考えるわけでございます。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。私は、2点、高齢者対策について、それから教育環境の整備についてお伺いいたします。

初め、高齢者対策についてでございます。

現在、町では2025年の地域の姿を見据えて、第7期亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が30年4月に見直されます。介護保険事業計画は、第6期から地域包括ケア計画として、2025年までの計画期間の中で地域包括ケアシステムを段階的に構築していくこととしております。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される体制でございます。今後ますます高齢化の進展が予測される中で、まず第1点目、健康寿命、介護予防の取り組みの現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亶理町の健康寿命は、宮城県保健福祉部からの情報提供によりまして、平成27年度におきましては男性が79.17歳、女性が82.66歳となっております。亶理町の平均寿命より男性で1.94歳、それから女性の方は3.58歳短くなっておりません。健康寿命の延伸につきましては、第2次健康わたり21、第2期亶理町特定健康診査実施計画及び第6期亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に明記し、疾病予防対策と健康づくり対策による健康づくりの推進に努めているところであります。

具体的には、特定健診等で検査内容の充実や検診会場箇所の増加、検診時間・検

診期間の延長を行い、受診しやすい環境づくりに努めておりました。個別指導等により重症化予防やメタボリックシンドロームの併発・改善にも努めております。

がん検診については、特定の年齢を対象とした無料検診を実施して、受診率の向上に努めております。また、健康づくりと介護予防の取り組みといたしましては、住民を対象とした運動講座を初め、運動支援助地域サポーター育成講座の開催、運動自主グループの支援、脳活性化教室、運動教室などの介護予防教室を実施しております。

今後の取り組みについてでございますが、これまでの取り組みにより、若干ではありますが介護認定率の減少が見られておりますので、継続して事業に取り組むべく、現在、策定中であります第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきまして、介護運営委員会の皆様のご意見をいただきながら、健康寿命の延伸と介護予防の推進を図ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ただいま、さまざまな取り組みのご紹介をいただきましたけれども、本町において、人口減少とともに高齢化の問題は2025年を待たずとも何とかしていかなければならない最重要課題と考えられます。

高齢化が進展することにより、介護保険の給付費はますます増大し、介護保険料の値上げにつながるようになると思います。少ない年金でお暮らしの高齢者の方々には、本当に死活問題にもなりかねないと思います。そういう状況の中で、いかに介護予防で健康な状態を維持していく、そういう取り組みを積極的に取り組んでいくか、ここが重要なことだと考えます。

今、さまざまな事業の取り組みについてご答弁いただきましたけれども、私はそこで1つ提案したいと思います。この介護予防により、介護給付費の抑制の一翼を担うということで、いろいろな取り組みをしている、そういう自治体がありますので、ちょっとご提案したいと思います。

それは、介護ボランティアポイント制度という、そういう制度を提案したいと思います。これは、介護予防につながるということで、平成19年5月に厚生労働省で市町村が実施することを認めております。介護支援ボランティアポイント制度。この制度は、高齢者の社会参加、地域貢献を通して、健康増進や介護予防の推進に期するために、高齢者が介護施設等でのボランティア活動に対して評価、ポイントを

付与するという、そういうシステムでございます。このポイントによって、交付金や商品券を交付されるという、そういう事業につながっております。

ぜひ、健康な高齢者、65歳以上の方でも、私は大部分がお元気で頑張っている方が多いと思います。そういう方がいろいろなところでボランティア活動もしております。そういう方が少しでも長く介護を受けない、介護予防につながるような、そういうことでボランティアをしていらっしゃる方に、ぜひポイントをつけて、そしてそのことによって生きがいを持てるような、それも介護予防の1つに大きくなつがると思いますが、この点、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この制度につきましては、議員ただいまおっしゃったように平成19年からですね。（「はい」の声あり）私もたしか承知しているんですが、本町では、まだ取り入れてないと思うんですけども、この辺については、今、貴重なご意見として伺っておきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 介護予防を考える上で、まず高齢者の栄養、それから体力、そして社会参加という、そういうことが今後のキーワードだと私は考えております。そういう中で、地域に出る機会を多く設ける、例えば施設のボランティアに行く、それから町でいろいろな事業をしているところに参加するとか、あと何か、それこそ町でいろいろな事業を、運動講座でも介護予防の部分のいろいろな講座を開いたときに参加してくださる、そういうときにぜひポイントをつけて、そして高齢者の介護予防につながるような施策をしていくことが大事なのかなと思いますので、ぜひ、町でこの点、いろいろなところでやっておりますので、現在今、356の市町村でやっております。一番にスタートしたのが東京の稲城市というところでスタートしております。順調に多くのボランティアが誕生しているというような、そういう報告も聞いております。ぜひ、本町でも取り入れていくことが、今後、介護予防の1つの施策につながると考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりで、ボランティアもいわゆる士気を高めるといいですか、単なる奉仕だけでと無責任につながる面もあろうかと、常に私も思っております。したがって、ポイント制度でもって士気を高めるといいですか、あるいは

またやってみようという方がふえるということは、非常に有効なことだと思いますし、ご意見として承っておきたいと、なかなかいい制度かなというふうに、私も思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ、元気で地域に貢献できる、そういう高齢者がふえてくること、町の元気につながると思います。あともう一つ、体力的なことで、介護予防を進めていただきたいと思うんですけども、町ではおおくま公園に健康遊具を設置しております。私もたびたびこのことについては一般質問してきましたけれども、ぜひ、いろいろな公園に、子供だけでなく大人が健康について意識できるような、そういう健康遊具の設置を今後考えていくことも、介護予防に大きくつながると考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 確かにやはり、ご本人が運動することに努めるのが一番と思いますし、環境づくりという面でのご意見だと思うんですけども、そういった面も進めていきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 公園とか、あと災害公営住宅とか、ちょっと広場があるようなところに、おおくま公園にあるような健康遊具を設置することによって、自分で体をずっと伸ばして、ここまでいけるとか、ここまで体を伸ばせるというような部分での、また個人個人の体力の部分での取り組みが進むと思いますので、ぜひいろいろなところの公園に設置をお願いしたいと思います。

それでは2番目に入ります。

施設入居待機者の現状と今後の整備計画についてお伺いたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亶理町内の方の施設入居待機者の現状でございますけれども、平成28年4月1日現在の特別養護老人ホーム入所希望者調査結果によりますと、204名の方が施設入居を希望し待機している状況となっております。国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、地域包括ケアシステムの構築を進めております。亶理町といたしましても、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち自立した生活を継続して営むことができるよう、関係機関と連携し、医療、介護、介護予防、住

まいの生活支援を一体的に提供するための地域包括ケア体制の構築と充実を目指し、在宅における介護サービスの提供基盤の整備を図りたいと考え、24時間対応可能な在宅介護を支える地域密着型サービス施設であります小規模多機能型居宅介護事業所を平成31年度に開所できるよう、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に引き続き整備を進めるよう検討しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ご答弁いただいたように、第6期高齢者保健福祉計画の中では、特別養護老人ホーム等の入居施設の整備は見送って次期計画で検討するという、ということが載っております、2025年の高齢者人口の予測値として、75歳が29年度に4,570人に対して、2025年には5,780人というふうに予測されております。おひとり暮らしの高齢者が増加するという、そういう中で、在宅での介護が困難になった高齢者のセーフティネットとして、特別養護老人ホームの整備は、私は必要かと考えます。

小規模多機能というそういうお話をいただきましたけれども、現実、今の75歳以上の高齢者の数と、2025年、もう本当に1,200人ぐらい多くなるという、そういう町の予測がなされておる中で、今でもひとり暮らしの高齢者の方が多くなっておりますし、高齢者のみだけの世帯も増加しているような状況の中で、地域の中で、地域包括ケアシステムの中で、どれだけ対応できるかということ、なかなか難しくなってくるのかと思いますけれども、この点、この7期計画の中では小規模多機能型だけの施設の設置の整備だけを盛り込んでいるのでしょうか。この点、やはりそれからグループホームと認知症もふえるということが予測されておりますけれども、グループホーム等の施設の整備については、町ではどのように考えているのでしょうか。この点お伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町として、やはり国から指針も示されておりますけれども、当面、地域包括ケア体制の充実強化といいますか、これをまずやはり第一に持っていきたいというふうに思っております。いずれまた、具体的に先ほど言いましたように、31年を目途に小規模多機能型介護事業所ということで計画させていただいています。またさらに、事務レベルの中でどのような、今、計画があるかについては福祉課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ただいま町長が答弁しましたように、現在、7期の高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画を策定中でございます。これにつきましては、現在、施設整備についても検討はしておりますが、第7期についても、特別養護老人ホームまたはグループホームの施設整備についてはなかなか難しいだろうというようなことで、今、検討を進めておまして、先ほど町長の答弁にもありました小規模多機能型の居宅介護事業所、これにつきましては24時間対応できるということで、泊まり、通い、訪問、こちら24時間対応できるというような施設になりますので、在宅にいながらサービスを受けていただくというようなことで、こちらをメインに施設の整備をしていきたいと考えておりますことから、特別養護老人ホームまたはグループホームの建設については、第7期においては入れない方向で、今、検討を進めているというところでございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほど町長から、204名の入居待機者がいらっしゃるという、そういうお話をいただきましたけれども、その第7期の計画の中で、施設に入りたくても入れないという待機者の対象というか、そういう方は地域で小規模多機能型のそういう、その施設だけで対応ができるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。やはり、お願いしたいという方が間違いなくふえてくる中で、現在204人もいるのに、もっとふえるということは間違いのないと思います。この小規模多機能型、どれぐらいの施設になるかわかりませんが、多分、25人ぐらいのそういう施設、逢隈にある同じような施設になるのかなと考えておりますけれども、それで対応できるかというのが、やはり皆さんの、今計画を立てている中で大丈夫だという、そういうご意見が多いということなのではないでしょうか。それをちょっと確認をしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるように、待機の方もいっぱいいらっしゃいますし、今後とも、例の団塊の世代の多くなる、当然見込めるわけですが、今の段階で、それに応じてどんどんいわゆる特養なりの施設の誘致ということになりますと、財政的な面でもいろいろな問題も出ますから、これは弾力的にやはり、状況、状況に応じた中でやっていかざるを得ないかなと。そういった中で、先ほど申し上げまし

たように、そういった事態が来るからこそ、地域包括制度を、これを充実していくということになるかと、私は思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に、地域包括支援システムの構築の大切さが、本当に感じるものが、強く思います。

それでは3点目に入ります。

生活支援サービス体制の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成29年度より介護保険制度における要支援者への予防給付のうち、介護予防訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスと介護予防通所介護、いわゆるデイサービスを総合事業へ移行し、介護予防相当サービスとして従来の予防給付と同じ内容、同じ料金で訪問サービスと通所型サービスができるよう実施しております。また、地域ニーズや地域資源の把握、多様な関係者間のネットワークづくりを目的とした生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置や協議体会議を開催して、生活支援サービス体制の構築を進めております。

今後についてであります。生活支援コーディネーターの活動や協議体会議、地域ケア会議の中でのニーズ把握と課題分析を行いながら事業を展開してまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、本当にボランティアの方とかNPOとか、民間企業、それから社会福祉法人等の多様な事業主体による生活支援サービスを提供する体制を構築していくことが本当に必要なことだと思います。住民ニーズとサービスをしてくれる人、それをマッチングをしてくれるコーディネーターの配置など、支援体制の充実も求められていると思います。この第7期計画の中では、地域の実情に応じて独自に実施できるようになりますが、今の町、亘理町らしさの部分で、住民ニーズとそれからサービスをしてくれる人のマッチングの部分で、今、考えているようなことは、どのようなことが上げられますか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実施状況については、福祉課長のほうより答弁したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほども申し上げましたとおり、現在、地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでおるところでございますが、ことし4月から生活支援コーディネーターを配置するとともに、協議体の会議を開催しながら、地域のニーズを取り上げて、今、検討しているところでございます。住みなれた地域で高齢者の方々が住み続けていただくには、地域の人の協力が不可欠ということになっておりますので、この協議体の中で見守りやごみ出し等々、住民ニーズに合ったサービスが提供できますよう、これから生活支援コーディネーター並びに協議体あわせて体制を整備していきたいというふうなことで、今、作業を進めているところでございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に、この住みなれたところで自分らしく暮らしを続けていくということには、やはり医療と介護の連携は必要ですけれども、やはり地域の、今、課長もお話ししてくださいましたけれども、地域の人々の力が何よりも必要となると思います。私は、いろいろ考えさせていただいたんですけれども、大きな地域で考えるのではなくて、小さな、例えば30人とか50人ぐらいの世帯の中を1つにして、自助、共助の精神で支え合っていくという、そういう地域包括支援システムの構築が、我が町らしい支援体制になるのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

やはり、年をとっても、そしてあと、ちょっと病気を抱えていても、この住みなれた場所で生活ができる。今言われたように、声がけとか見守りとか、ごみ出しとか、買い物とか、病院に行くときの足とか、やはりこの地域の力でできることは地域でできて、あとどうしても介護の必要な介護度の高い人に関しては、やはり専門的な知識を持っている方、介護職員ですかね、が対応をするというような、そういうシステムづくりを、今後、町としては考えていかななくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員全くおっしゃるとおりでございます。子供もそれからいわゆる介護を必要とする方々も、社会で見えていくというふうな、一つ、日本の状況になっているわけなんですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、施設だけでいきますと際限なく広がっていきまして、非常に壁に突き当たったのが現状ではないか

と。そういった中で、先ほど申し上げたように、地域でいかにそれを見ていくかということが、今後の非常に大きな課題になっていると。これもやはり、社会でみんなで見えていくという考え方に沿っていくものだと思います。

そういう面で、今、おっしゃるように、昔のやはり日本社会の持っていたいい面での村意識といいますか、そういったことが、またよみがえってきたのかなというふうに思うわけでございます。そういう面で、何度も申し上げますけれども、これからも充実する地域包括システム、これは互理町ならではのものができればいいなというふうに、私も実は思っているわけで、それには隣近所の方々の支援というのが、もう不可欠でございますから、この点をできればどんどん進めていければなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 進め方としては、町でもいろいろ考えてはいると思うんですけども、なかなか地域の方を巻き込んでというのが、本当に一番難しい課題なのかなと思いますけれども、例えば、子育てを終えて一段落していらっしゃる方とか、それからやはり元気な高齢者の方に応援をしていただくという、やはりそういう支援体制をつくっていくことが介護予防にもつながりますし、そういう中で、先ほど言ったように介護支援ボランティア制度とかを活用しながら、喜びの中で地域の中で支援体制をつくっていくとか、やはり具体的に町民がわかるような体制づくりをしないと、もう本当に計画は立派なものになりますけれども、難しい言葉、システムとかマッチングとか、コーディネーターとか、やはりそういう言葉を使うと、なかなかちょっとかけ離れた計画にしか聞こえてきませんので、町民を巻き込みたいというのであれば、やはりそういうわかりやすい言葉を使いながら、高齢者の方に介護予防にも努められるような、そういうシステムづくりを今後進めていくことが、介護の人材不足にも大きくつながると考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 全くおっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げたんですけども、ボランティアといういわゆる無償奉仕といいますか、だけではなかなかやはり人は動かないのかなという面があると思います。今、いわゆる社会的ビジネスとありますけれども、いわゆるソーシャルビジネスといいますか、社会的ビジネス、この辺の考え方を、やはり介護の世界にもぜひ取り入れていくべきだろうと。

そういう面では、先ほどのポイント制度なんかも1つの試みだというふうには理解しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、次の、高齢者への就労支援体制の充実を推進する取り組みについて伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 高齢者が新たな就労機会を得て社会に参加していくことは、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにもつながるものと思っております。亶理町では、亶理町シルバー人材センターが高齢者の就労支援の窓口になっておりますので、今後も亶理町シルバー人材センターへ働きかけをどんどん行っていきたいというふうに思っております。

私は、就労に関する相談等については、亶理町シルバー人材センターやハローワーク、宮城県南部自立相談支援センター等の専門機関への情報提供を行い、就労機会が得られるよう、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 厚生労働省では、シルバー人材センターを通して、働く高齢者に週20時間という、そういう枠がありますけれども、規制を緩和して40時間に引き上げるとして、2016年度から実施しております。月に大体10日ぐらい、今、週20時間で月10日というのが、そういうのが今、シルバー人材センターの働き方なんだそうです。昨日聞いてまいりました。元気な高齢者に働きやすい環境を整えるということは、生涯現役社会に向けた大切な取り組みだと考えます。これまでシルバー人材センターでは、主な仕事として草刈りとか清掃とか植木の手入れ、それから駐車場の管理等の職種が大体多かったようなふうに思いますけれども、やはり高齢者の多様な就労ニーズに応じて、高齢者の就労の支援を推進していくことが、これから大事なことかと考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） その件につきましては、シルバー人材センターの理事長、事務局長初め事務スタッフにも、シルバー人材センターの事業内容として福祉部門への拡充ということ、町としても私としてもお願いしていますし、恐らくは、それに応えてくれるだろうというふうに思っております。

そしてまた、同時にシルバーの方々というのは、日本の人材の中で一番世界に冠たるものがシルバー族の人材だと思います。それから女性の人材ですね。この人材をどう活用するかというのが、これから日本にとって一番大事なことだと思うので、そういう面では、いわゆる起業、若い人だけ起業ではなくて、ある程度、一応リタイアしたけれども、じゃあもう一回やってみようという方が結構いらっしゃいますから、こういった支援もできる方策があればなというふうに思います。

シルバーの起業はさまざまありますけれども、特にこういった介護を含めた福祉面の事業のための起業というのも、私としては大変いいのではないかなと思うので、この辺を町としてどういった手だてができるか、考えてみたいなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に元気で就労意欲にあふれて、豊かな経験と知恵を持っておられる高齢者がたくさん本当にいらっしゃいます。高齢者の7割近くが、65歳を超えても働きたいという、そういうふうに願っているということが載っておりました。でも、働いている人は2割程度にとどまっているというのも、それが現実なんだそうです。今、町長が申されましたように、これから介護予防とか日常生活支援事業など、介護関係の仕事にぜひシルバー人材センターの方を担い手として町で考えていくことが必要なのかなと思います。

いろいろなところでシルバー人材センターをうまく活用しているところがありますけれども、一番近くの角田市では、本当におもしろいなと思って読ませていただいたんですけども、ワンコインで30分以内の仕事を受けますという、その30分以内の仕事としたら、本当にお話相手になるとか、あとごみ出しをしてあげますよとか、本当にワンコイン、感覚がいいですね。500円で30分以内で仕事を引き受けますというような、そういう事業も角田市のシルバー人材センターのほうでは実施しているというような、そういうことも聞いております。

ぜひ、亘理町のシルバー人材センターの中でも、高齢者の方が30分とか1時間なら働けるよというような方も、やはりだんだんと働くところをちょっと提供していただいて、そうすることが介護の予防、そして健康寿命に大きく私につながると思いますが、シルバー人材センターとの話し合いと、今後ぜひ町長には進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど申しあげましたように、シルバー人材センターとは既にお話ししています。ですから、まだ具体的な動きはないわけなんですけれども、大まか的には、恐らくは構想的にはできているのではないかなと思いますし、議員さんおっしゃるように、シルバーの方々がこういった働く場所を得ることによりまして、逆に介護を受けない立場になって健康な、いわゆる健康寿命を伸ばすことができるという利点も一方であるわけでございますから、おっしゃるように、現在、せっかく亘理町のシルバー人材センター、一生懸命やっていますから、福祉の面にも事業展開してもらおうよう、再度強く働きかけていきたいなというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 健康で社会参画ができる高齢者の増加ということは、本当に社会保障の財源の負担にも大きくつながります。そして、健康維持、介護予防、医療の削減と、やはり元気なお年寄りを町ではどのようにつくっていくかというのが、私は第7期の計画の中で、ぜひしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

この第7期の計画の中で、取り組みとか目標というのをしっかり示していったって、その達成度によってちゃんと報償金というんですか、それも出しますよというような、そういう方向も示しております。ですので、町独自の、町らしい取り組みを計画して、数値を出して、それによってどこまで達成したか、そしてその評価が厚生労働省のほうで多分評価してくれるんだと思いますけれども、その評価によって報償金、頑張りましたねという、そういう町になっていけば、高齢者が元気な我が町になってくると思いますので、そういう取り組みをよろしくお願いしたいと思します。

続きまして、第2点の教育環境の整備についてでございます。

10月26日に、河北新聞ですね、2016年度の文部科学省の公表で児童生徒の問題行動調査が示されておりました。県内1,000人当たりのいじめ件数が77.9件、全国3位という、本当に、結果になっております。昨年に比べて1,580件増加で、全体で1万9,288件です。1,000人当たりの認知件数として全国平均が23.9件に対して77.9件という、約3倍近い認知件数が示されてあります。

私は、このいじめの認知件数の増加ということに対して、マイナスイメージでなくて、やはり教員が丁寧に把握を努めた、そういう結果でもあると考えております

けれども、私たちの亙理町では、いじめの件数はどのようになっておりますか。まずこの点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えいたしたいと思います。

いじめに関しましては、4年前に執行されましたけれども、いじめ防止対策推進法、これに基づいて対応しているところでございます。

まず、各学校からのいじめの報告についてでございますが、いわゆる重大事態、これはいじめにより児童等の生命あるいは心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるという場合、それから、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている、そういう疑いのある場合は、認知した時点で教育委員会へ第一報を報告することになっております。それ以外の比較的軽微な場合においては、当該月のいじめの発生、認知状況を翌月上旬、大体10日以内なんです、紙面で報告することになっております。

それで、本町の状況でございます。平成29年度4月から10月末現在のいじめ認知報告累計件数でございますが、小学校で147件、中学校では15件となっております。小学校の認知件数147件なんです、特に低学年で多く報告されております。この小学校の認知件数についてでございますけれども、先ほど佐藤委員もおっしゃいましたけれども、積極的に先生方がいじめを認知し、早期発見、早期対応に努めると、そういう形で147件になっているものというふうに認識しているところであります。

その中でも、現在も慎重に経過を観察している事案が二、三件あります。つまり、3カ月を見るわけです。3カ月後にもう解消したとなった段階で、それで終わりと。それまで十分に学校のほうで経過を観察している、これが二、三件ございます。なお、重大事態と疑われる事案につきましては、小中学校とも現時点では報告されておられません。

また、報告されているいじめの種別としまして、小中学校とも冷やかし、それからからかい、悪口等が最も多いわけでございます。次いで仲間外れ、あるいは無視、軽くぶつかられる、それからたたかれるなどとなっております。

このようないじめの現状を踏まえて、町内全ての小中学校におきましては、いじめの実態把握といたしまして、日常の観察とともに、毎月、簡易学校生活アンケートの実施をしております。それと同時に、年間学期、3学期ありますけれども、3回以上のいじめのアンケート、学校によっては4回以上とっているところもありますが、いじめのアンケート調査を行うなどして、各学校ともいじめの早期発見、早期対応に努めているというところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、小学校147件、中学校15件という数字が示されましたけれども、これは学校からだけの報告の数なんではないでしょうか。子供たちのいじめ防止の予防のためには、子供の小さなサインを見逃さないというのがポイントなのかなと思いますけれども、学校だけでなく、ほかからいじめがある、いじめでないかしらというような、そういう報告はあるのでしょうか。まずこの点お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 基本的には学校からの報告でございます。ただし、保護者等から、あるいは近所の住民から学校のほうに問い合わせがあって、学校側として本人に聞いたりします。これがいじめに認知するという判断をした場合は、それを加えて学校側から、全て学校側だけでいじめを認知しているわけではなくて、保護者、地域住民からの情報を得て、それも加算していると、こういうことでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それで147件、15件という部分での、今、いろいろ対応されているという中で、28年4月からですね、スクールソーシャルワーカーの導入がされておりますけれども、この方たちの効果というのはしっかりと示されているというふうにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 各学校、小中学校ともスクールカウンセラーも配属しておりますし、昨年度からスクールソーシャルワーカーを配置して、ことしから2人体制になっていきますので、手分けしてそういう不登校あるいはいじめにかかわるような子供の相談、保護者への対応、こういうふうなことをしておりますので、非常に効果は得られるというふうに私は思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 仙台市での子供のいじめによる自殺等、本当に痛ましい事故がときどき新聞に載っておりますけれども、本当にいじめは子供の命にかかわる、本当に大きな問題ですが、教員の業務としていじめへの対応を最優先としているから、ちょっと数字が多くなったのかなと思いますけれども、こういうことをきちっと町でも明確に位置づけて、いじめの対応について教員の研修等はしっかりと取り組んでいると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど、文科省から発表されたいじめの件数、認知件数、宮城県はワーストスリーというふうになっているわけですが、これは文科省から非常に評価されている。宮城県の先生方は、本当に本気になっていじめの対応をしていると、こういうことで認知件数が上がっているということで、宮城県の教育長もそういうことをおっしゃっています。文科省からは、非常に評価されているということでございます。

本町においても、校長会、教頭会において、ちょっとしたことでも見過ごさないで早期に対応しなければ、大変なことになるので、まず何といても早期発見、早期対応、これが基本だよというようなことでやっておりますので、本町の先生方も、そういう形でやっているのです、小学校は特に件数が多いのかなと。中学校はそれほどないんですけれども、そういうふうなことで、特に小学校の低学年で、ちょっとからかわれた、悪口言っていると、自分にとっては嫌だなと思うのは、全部いじめにカウントしますので、いじめの定義がそういうふうになっています。けんかしたほうも、けんかでやられたほうは、いじめられたというふうに、こういうふうにもまた変わっていますので、そういうふうにして若干、昔は幾らでも子供のけんかはあったわけですが、相手が嫌だなと思えば、これはいじめられたということで認知しますので、そういうことで、非常に件数は低学年多くなっている現状でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町では、28年3月に亙理町いじめ問題対策連絡協議会条例が制定されておりますけれども、これまでいじめ問題で委員会等を開催したことはありますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、昨年度からやっております、昨年度も2回ほど実施して、今年度も1回もう既に終わっております。いろいろ各学校の先生方もありますし、あるいは専門家の方、あるいはもと校長だった方等々において、いじめについて本町の実態、そして今後の対応等について十分に協議しているということでございます。第2回目も、3学期早々に開くかなというふうに計画はしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） もう1点、本町では本当にいじめによって亡くなったという児童生徒は出ておりませんが、いつ発生するかわかりません。全国的に見ると、年代別で15歳から39歳の死因の第1位が自殺というふうになっております。昨年4月ですか、自殺対策基本法が改正されて、学校現場において自殺、命の大切さについての予防教育の実施を求められておりますけれども、町、教育委員会としましては、教育、町の、学校での自殺というか命の大切さ、もちろんしていると思っておりますけれども、この点はどのような状況になっておりますでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 児童生徒、特に中高校生の自殺事案が一番多く発生するのは、2学期の初めなんです。つまり9月ですね。今年度も全国的にありました。そういうふうなことで、文科省から通知が来ます。自殺を防ぐ、そして子供の心に寄り添った指導をやってくださいよと。これは県教委を通してくるわけでございますが、それを各学校に配布して、具体的にこういうふうなことで子供たちに接してくださいよと。やはり悩みなんかがあったら、よく聞いてあげると、そういうふうな子供の心に沿った対応を十分やるように、そしてちょっとした変化も見逃してはいけないというふうなことで、そういうことで自殺防止というようなことで対応しているところなんです。

間もなく冬休みを迎えます。3学期の初めも、全国的に結構また出てくる。一番多いのはやはり9月なんですけれども、そういうふうなことで、きのう、校長会がありましたので、そのことについても触れております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 義務教育課程において、子供たちが安心して教育を受けられる環境

をつくっていくことは、私たちやはり大人の責任になると思います。子供たちにぜひ、いじめは卑怯であるということをしかりと教えていただきたいと思います。そして、決して許されるものではないと、いじめを見ている人もしかりとちゃんといじめに対してきちっと対応していかなくてはならないということも、しかりと教えていただきたいと思います。

私たちが子供たちにそういうことをしかり教えないと、本当にむかしのいじめと今は違うんですね。昔はふざけていっぱいいろいろなことをやりましたけれども、今はもう本当に、ちょっとしたことがイコールいじめにつながる。そしてそれが積み重なって命をなくすようなことになるかもしれませんので、しかりとその部分、子供たちに教育をしていただきたいと思います。

子供を守るということ、大事な取り組みとして、いじめ防止に、そして早期発見に、早期対応に心していただきたいということを申し上げ、次の質問に入ります。

不登校の現状と取り組みについて、第2点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、初めに本町の不登校の現状でございます。

不登校というのは、年間30日以上欠席した子供を不登校と言っております。その年間30日以上不登校児童生徒の数でございますが、ここ数年の推移を見ますと、小学校では平成25年度が14名、26年度が11名、27年度が8名、28年度が不登校が10名と別室登校18、この別室登校というのは不登校ではございませんけれども、不登校傾向というふうな感じに捉えてもらえば結構です。そして、今年度でございますが、10月末現在では不登校5名、別室登校8名と、ここ毎年、10名前後の不登校の児童が見られております。現状としては横ばいかなというふうに言えるかなと思います。

一方、中学校でございますが、平成25年度は29名、26年、27年度ともに両年度37名ずつです。28年度がぐんとふえまして51名、別室登校が23名、今年度は10月末現在で不登校が36名、別室登校19名と、本町でも増加の傾向にあると言えると思っております。

平成28年度の小中学校の不登校出現率というのがありますが、見ても、小学校では本町が0.57%に対して県の平均が0.52、全国が0.48%と。県・全国よりも若干ですけれども高くなっていると。中学校につきましては、本町が5.24%、県が

4.08、全国が3.01と。本町は県・全国を大きく上回っている状況にあると、そういう状況から、不登校対策は本町の喫緊の課題というふうに捉えております。

そこで、不登校対応の取り組みといたしまして、平成28年3月、宮城県不登校対策推進協議会から示されました「不登校解消に向けた3つの提言」等を踏まえまして、大きく3点について取り組んでおります。

1点目は、学校を支援する体制整備の充実でございます。

不登校解消に向けた取り組みを進めるには、単に学校だけの対応では限界がございます。そこで、関係機関等との連携を密にした「チーム学校」で支援できる体制整備を図っております。具体的には、先ほども言いましたけれども、全ての小中学校に月1回から週1回程度、スクールカウンセラーを派遣し、不登校の未然防止、早期発見及び心のケア等の対応となっていると。また、昨年度からスクールソーシャルワーカーを配置しましたので、当該児童生徒を取り巻く環境にも積極的に働きかけながら、支援、援助を学校や保護者からの要請を受けて行っています。スクールソーシャルワーカーでございますが、11月15日現在、延べ85件の不登校にかかる教育相談等を実施しております。そういうことで、不登校解消に向けた支援を行っている。

また、ほかにも県の登校支援事業を活用した訪問指導員、教員のOBであります、を必要とする学校、本町では4名お願いしています、4校に派遣していると。不登校児童生徒の家庭訪問をいたしますので、学習支援等も行っているということでございます。

また、町内全ての学校に特別教育支援員を、学校規模や実情に応じまして1名から4名各学校に配置して、町全体で17名、特別教育支援員を配置していると。その方々にも、不登校を含む配慮を要するさまざまな児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備しているということでございます。次年度は、その支援の効果と必要性から、さらに支援員を増加したいなど、今、考えているところでございます。

2点目は、中1の不登校、いわゆる中1ギャップであります、を改善するための取り組みを推奨しております。具体的には、県教委で作成している登校支援シート等を活用した小中学校間の情報の確実な申し送りや、授業交流活動等の小中連携の積極的な取り組みを行っています。各中学校区とも、これをやっております。そういうことで、組織を上げて不登校の対応に一層努めているというところであります。

3点目は、新たな不登校を生まない、未然防止の取り組みであります。

不登校への対応のあり方については、県教委から出されている3つのステップの必要性が示されております。1つ目は、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取り組み、2つ目は不登校になりかけの児童生徒を対象とした早期対応の取り組み、3つ目は、既に不登校となった児童生徒を対象とした自立支援の取り組みです。この3つのステップですね。2つ目の初期対応、3つ目の自立支援ももちろん大切ではありますけれども、それと同時に、やはり一番大事なのは未然防止の取り組みが特に重要であるというふうに考えております。

そこで、本町では、各学校とも特色ある学校づくりのもと、わかる授業づくり、居場所づくり、これを通しまして児童生徒の自己有用感を高め、新たな不登校を生まない学校づくりを進めているところでございます。

こうした取り組みにより、10月には町内のある中学校で6名の不登校が改善されたという報告が来ております。小さな改善ではございますけれども、今後もこうした取り組みを着実に取り組んでいきたいというふうに思っております。教育委員会といたしましても、各学校をしっかりと支援していくことで、不登校の改善に一層努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 結構、中学生の不登校が多いんだなという、すごく実感です。私は、不登校になる、もちろん生徒もですけれども、学校に行かせたいという、そういうお母さん、そういう支援も、今いろいろな教育長からの、今取り組んでいることをお話しいただきましたけれども、お母さんたちの支援もその中にぜひ、お母さんとか保護者の支援もやっていただかないと、どうしても孤立してしまう。孤独感が出てしまうというのが、ちょっと私の周りでもそういう方がいらっしゃいますので、とても寂しい思いをしているというのが現状なのかなと思います。

小学校の不登校は、対応ももちろんですけれども、中学校は、次は高校というそういう受験も控えておりますので、中学生で不登校になると、家庭全体、家族全体が本当に暗い家庭になってきているような、そういう実感がいたします。ぜひ、子供さんたち、スクールソーシャルワーカーさんとか、いっぱい専門の方がいらっしゃいますので、お母さんたちの支援体制について、ぜひ話し合いをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 全くそのとおりでございます。本町といたしましては、先ほども言いましたようにスクールカウンセラーが各学校にいますので、本当に悩みをお持ちの保護者の方がいれば、いつでも相談ができる体制になっております。そしてまた、やはり学校まで来るのが大変だというふうな保護者に対しては、SSW、いわゆるスクールソーシャルワーカーが家庭訪問をいたしたりしますので、そういう中でいろいろ相談に乗っていると、そういう体制はしっかりつくっておりますので、今後ともそういうのを強化していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ、やはり子供さんが学校に行けないご父兄の方は、なかなか学校の敷居も高いような気がしますので、ぜひ、こちらのほうからご父兄の方に行って悩みを聞いてあげて、そして不登校というのはさまざま、どこで不登校になったかと、いろいろなことが考えられます。どの方が行って不登校が解消されたか、あと別な方が行って解消される場合があったり、あと学校の環境を変えて不登校が解消される場合とか、本当にきちとした中でやっていかななくてはならないというのがありますけれども、ちょっと広げて、やはりいろいろな対応の仕方を考えていただくといいのかなと思います。

昔だったら、学校に来られない、私のお友だちなんかに対しては、一緒に学校に行くとあげると、朝ちょっと20分ぐらい待って一緒に学校に行ったなんていう、そういう記憶もありますけれども、やはりそういうことだけでなく、本当に子供の力も必要ですし、あとそういう専門の力も必要ですし、ほかからのそういう支援も必要かと考えますけれども、今、教育長も本当にいろいろな部分で支援体制を組んでおりますけれども、そういうことも今後含めて考えていくということもいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 担任は、少なくとも1日1回、あるいは2日に1回ぐらいは電話をします。あるいは家庭訪問をしております。特に小学校の先生は、ほとんど家庭訪問をしております。もちろん、友達が宿題等、プリント等、子供たちに渡していろいろ交流を図っているとか、そういうふうな対応はしているわけですね。当然、今後そういう多角的な面に対応策を十分に検討して、不登校を生まない対応を考え

ていきたいものだと。やはり一番は、先ほども言いましたように勉強が楽しいことなんです。勉強がわかる、そして自分の居場所がある、これがあれば子供は登校します。そういうふうなところを、どこが原因なのかというのをやはり十分に分析しながら対応していく必要があるだろうと。そのためには、子供の協力、保護者の協力、先生方のチームワーク、いろいろな対応があると思います。その辺、今後模索しながら対応していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 勉強が楽しくなるというのは、何よりだと思いますけれども、私の知っている小学校1年生か2年生ぐらいの子供さんは、学校給食が苦痛で、ちょっと不登校になりそうだったという話も聞いておりますので、やはりいろいろな観点で不登校が出ているということも、ぜひわかっていたきたいと思います。

それでは、けやき教室に通っている子供さんの数は、今現在、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） けやき教室、白石にあるわけですが、現在、通所している児童生徒は、本町ではございません。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） なかなか遠いですし、これは親の送り迎えという部分もありますけれども、ぜひ、少しでもそういう学校、毎日行かなくてもけやき教室に週1回でも行けるような体制づくりというのも、私は大切かと思います。白石市のほうでは、遠距離通学に対して助成金を交付しております。年間5,400円とか、9,600円とかというような、そういう金額を示しておりますけれども、やはりけやき教室というか、そういう学びの中に、不登校の子供が少しでも行って、学校の楽しさをわかってもらいたいという、そういう思いを、やはりバックアップというか、背中を押してあげる1つの方法としても、けやき教室等に通われる子供さんに対しての通学費をちょっと助成をするというような、そういう考えは、今のところ町では考えていないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 白石まで、本町の場合は保護者の送迎はなかったですね。かつて利用していた、全部電車を使って岩沼から白石までと。白石の白川駅ですから、非常

に近いところにあるものですから、電車で行っていたということでございます。今現在、在籍者はいません。今後、どういうふうな形がいいのか、その辺は検討させていただきませうけれども、今現在は考えていないということでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 9月14日の石巻河北というところに載っておったんですけれども、東松島市では、小中合わせて59人の不登校があったと。夏休み中も先生や学校専門相談員、教育相談、家庭訪問を通して働きかけて、生徒だけでなく保護者への支援も根気強く行った結果、2学期には不登校児童生徒が20人になって、39人減少したというような、そういう記事が書いてありました。やはり、そこら辺、どうしてそうなったかというような、ほかでやっている不登校対策などもしっかりと勉強していただいて、町の不登校の子供を一人でも学校に行けるような体制づくりというのは、大事なのかなと思います。

あともう一つ、29年から県独自で「みやぎ子どもの心のケアハウス」というのを設置しております。今のところ、28年が8事業、8つの市町村が参加してございましたけれども、また5市町村が参加して、今、13ですか、子どもの心のケアハウスを設置しております。本町では、この子どもの心のケアハウスの設置について、今の不登校の現実、現状を考えて、今どのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 不登校の要因は、先ほども言いましたいろいろな要因が絡んでいるということでございます。ケアハウスについては、県内の市町村で設置しているところもございます。本町は設置していないわけでございます。その理由を申し上げますと、ある市町村のケアハウスに通っている、例えば先ほど言いましたように、別室登校の子供はそっちへ行ってしまうと。せっかく学校に来て別室で勉強している子供が、ケアハウスがあったためにそっちのほうに行ってしまうという傾向があるということも聞いております。言うならばたまり場というか、そういうふうなことも聞いておりますので、果たしてどういうふうな教育効果があるのかなと。

確かに、登校したという事例もあるには聞いておりますけれども、全てがそうではないと、そういうふうに私は認識しておりますから、これも来年度で文科省の10分の10の補助金が打ち切られます。したがって、本町でやったとしても、今度は31年度からは単費というふうなこともなりますし、その設備、管理、人員、少な

くとも3,000万ぐらいはかかっているわけで、そのくらいかかるわけです。そういうふうなことを考えると、本町では、今の体制でスクールカウンセラー、それからSSWを使って、もう6人も改善していますので、何とかそれをもっと充実すれば、ケアハウスまではいかなくてもいいだろうというふうに考えているところでありませう。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 私の知っている方、岩沼にいたんですけれども、やはり不登校で、亘理町に越してきましたら毎日、中学校3年生なんですけれども、学校に行けるようになって、修学旅行にも行って、とても毎日楽しいような学校生活を送っている女の子がいます。学校の環境を変えるという部分で、今回、亘理町では高屋小学校に、どこからでも入ってきていいですよという、そういう特認学校制度というんですか、それをしましたけれども、小学校にはいろいろな対応はできていると思うんですけれども、中学校の不登校の生徒に対して、何か新たな環境づくりのような、そういう部分の考えは、今、町では考えていないでしょうか。小学校は、高屋小学校という、1つまたちょっとステップを設けましたけれども、中学校の多い不登校生徒に対しての、今後の対応という部分で町ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 不登校で自校の環境になじめないというふうなことが、本人あるいは保護者から教育委員会に来れば、区域外就学いわゆる学区外就学を認めていますので、そういうふうなことで対応していきたいというふうに思っています。今のところ、そういうご相談がないですね。例えば、亘中でどうしてもだめだと。吉中に行ってみたいというふうな要望があれば、こちらで十分検討させていただきたいと。そして、先ほども言いましたように居場所づくりをやって登校を促すことができれば、それでいいわけでございますので、そういうふうな体制はとってございます。小規模特認校は全く別な話でございますので、これは複式解消メインですので、不登校対策とはまた違ってございますので、その辺、ご理解いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） やはり、何か学校の環境を変えることができるという、1つの何か方法というんですか、そういう部分は、不登校児にとっても、あと保護者の方にと

っても、少し前が、若干道ができてくるような感じがします。ですので、中学校、今、不登校で悩んでいるご家庭に対して、ぜひ亘理町でほかの学校に行きたいというのであれば、相談に乗りますよというような、そういう具体的な話も、ぜひしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため休憩いたします。

再開は13時とします。休憩。

午前 11時55分 休憩

午後 0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） 12番の大槻和弘でございます。マイクのほうは大丈夫ですよ。

背が高いので、ちょっと入りづらかったりするので申しわけないんですが。

きょう、質問でございますけれども、3点ほどさせていただきたいと思っています。

1つは、民生委員等の処遇改善の問題。それから2つ目として家庭ごみの問題、それから3つ目として、畜産放射性汚染飼料処理事業、この3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず第1点の民生委員の処遇改善についてでありますけれども、民生・児童委員は、行政区内において社会福祉の増進のために、地域住民の立場から活動を行っているが、核家族化や社会のつながりなどの変化が起きている。創設から100年を経過し、住民と行政、そして専門機関をつなぐパイプ役として、役割が多様で複雑化している現状で、ボランティアとも言われる民生・児童委員等の引き受け手が少ない状況をどう考えるか。また、交付する活動費などの改善をすべきではないか。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、亘理町においても、民生委員・児童委員については地域の行政区から適任者を選出していただきまして、国から委嘱され、区域内の実態や福祉ニーズを把握しまして、さまざまな相談を受けまして、社会福祉の制度やサービス

に関し、その内容や情報を住民に的確に提供を図り、支援していただくことで、社会福祉の向上の一翼を担っていただいております。ご質問にもありましたように、民生委員・児童委員の引き受け手について、選出する地区によっては苦慮している状況もあるのが実情であります。町といたしましては、民生委員・児童委員活動が、個人に対し過度な負担にならないよう協力体制を構築し、継続して活動しやすい環境整備を進めていきたいと思っております。

また、民生委員・児童委員には、民生委員法第10条で給与の支払いはしないものと規定されておりますが、活動保障に対する給与等を受けないかわりに、職務上に要する実費弁償等として、活動費を民生委員・児童委員協議会から支給されております。活動費の必要実態及び近隣市町の実情を把握しまして、見直しも含めて検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、答弁があったわけでありましてけれども、きょうの通告書の中で、「民生委員等の」というふうな書き方をいたしましたけれども、正確には民生委員と児童委員を兼ねているというような格好ですよね。ですから、これは後になってこういう形になったと思うんですけれども、新たに児童委員という、子供のことで、子供さんのことも含めて見るというような形になっているわけですから、かつてから比べればかなりやはり難しい業務についてきているということは確かだというふうに、私は思っております。

身分は当然公務員というような形にはなりますけれども、先ほどおっしゃられたとおり、報酬はなくて任期は3年と。仕事は、昨年100周年を迎えまして、この制度ができて、それで民生委員がかわったわけですがけれども、そのときに、やはりこの民生委員に新しくなられる方、これを選任するというのはかなり難しいというようなことを、区長さん方から聞いております。

非常に、やはりなり手の問題というのは、非常に、これはここ亘理町だけの問題ではないんですけれども、全国的になり手がいないというのは実情としてあるのが事実です。しかし、民生委員さんが果たしている役割というのは、非常に大きいというふうに、私自身も考えておりますので、そのほかには主任児童委員というようなことで、何人かの方がおられまして、こども・子育て支援というようなこともやっているということで、今現在のニーズが全て入れて67人というふうに聞いておりま

したけれども、これでいいのかどうか。それから、この67人を選ぶ根拠、これはどういうふうな形になっているのか教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町の民生委員の定員としては67名でございまして、その中に、先ほどおっしゃいました主任児童委員、この方が5名ということです。現在、2名の欠員が出ております。これはまた、この人数につきましては、一応厚生労働大臣のほうからの委員の数字ということでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 67名というようなことで、そのうち5名が主任児童委員というような形だということであります。年齢とか性別構成もお聞きをしたいんですけども、これを見ますと、恐らくですけども50代以下の方というのは少ないのかなと。60代以上の方が多いかということと、女性の割合が結構多いのではないかと思うんですが、その辺の比率といいますか、教えていただきたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 構成メンバーにつきましては、福祉課長のほうより答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、私のほうから年齢、性別構成についてご説明をさせていただきます。

委員67名中、男性については19名、女性については48名ということになっております。年齢構成につきましては、50代以下の委員につきましては13名いらっしゃいます。その13名のうち男性が4名、女性が9名というような状況になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） やはり、思ったとおりと言うとあれですけども、そういうふうな形で女性の方が非常に多いということと、やはり大方の方が60代以上というような、当然と言えば当然の話かもしれません。サラリーマンの方というと、なかなかこれを引き受けるとなると非常に難しいというような感じでありますから、ですからそういう意味では、50代以下の方というのが少ない、また男性についても、どちらかということとサラリーマンというような形が多いでしょうから、なかなか難しいのかな

というふうなことがあります。

その上でですけれども、やはり私、この間民生委員の問題について、何人かの民生委員の方に実情をお聞きしようかなと思って、お話をさせていただいたんですけども、そうしますと、問題点というか、私なりにまとめた問題点としてあるのは、1つはなり手の問題というよりも活動費の問題がやはり当然出てくるんですけども、そのほかに、やはり忙しいということですよ。それから知識といいますか経験といいますか、知識とか経験がやはり要求をされる仕事だなというふうに、そういうことをその中で感じてきたわけなんですけれども、特に、活動費の問題ですけれども、年間の金額というのは当然あるというふうに思いますけれども、それについては、その金額というのはどのような形で決めるのか、それを教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、大変民生委員の方々の業務の内容というのは、非常に広がったと思います。大変だと思います。ただ、おっしゃるようにあくまでも使命感といいますか、ボランティアといいますか、基本的にはそれから成り立っている制度ではないかと思います。

サラリーマンの方がなるのは、なかなか大変だと思いますけれども、私の経験では、私の先輩の方、前の民間の職場のとき、まだ50代で仕送りしながらも将監団地で民生委員になった方もいらっしゃいますから、そういう面では、やはり使命感というのが一番なのかなというふうに思っていますし、それと、私自身もおやじの介護のときに民生委員の方に相当、いっぱいお世話になっていますから、その方々の活動というのはすごいなと思っています。

そういう面では、活動費の問題については、また申し述べたいと思いますけれども、あともう一つありましたよね、ご質問の中で、活動費以外に。どのようにして決めているかということですね。それについては、福祉課長のほうより答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 民生委員の活動費につきましては、県と町と社会福祉協議会から、民生委員・児童委員協議会のほうに補助金を交付しまして、その補助金の中から、民生委員・児童委員協議会の中で活動費、運営費を除いた分を67人で分配している、

それを活動費にしているというところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうやって決まっていくなんだということなんですけれども、現実の問題として、いろいろな活動をしているわけですよ、民生委員というのは。その活動に見合った活動費になっているのかどうか、その辺を教えていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この活動費につきましては、民生委員のほうで各独居老人とかに行く場合のガソリン代とか、燃料費とか、あとは通信費とかに使われておまして、実費の分を支給しているというような形になりますので、この活動費の妥当性については、今の段階では妥当なのかなというふうに事務局でも思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、妥当だと言えるかどうかあれなんですけれども、いわば金額というのは決まっているというお話ですよ。それをみんなで分けるんだという話ですから、そういったことを言うのであれば、実際の活動にとって、例えばことしの金額と来年の金額、あるいはおととしの金額、これが違うという形になりますよね、当然。その差がどのくらいあるのかわからないですけど、私は、そういうやり方をするのではなくて、やはり活動費というのは必要量を、その方にやっていただくのですから、とりわけ1年間で恐らく10万9,000円くらいでしたか、そのくらいのお金ですから、ほとんど月に直すと1万にもならないお金ですよ。活動をすればするほどかかるという形になりますよね。一生懸命やる方については、そういう形になってしまう。やはりこれは問題ではないかと。私は、そうであれば、国なり県に、亘理町だけの問題ではないので、これはいろいろな町の方とお話をしながら、県なり国に上げるべきだということを書いていかなければならないと思うんです。その点はいかが考えますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 国・県、当然制度的には国の制度ですから、当然、町だけの判断では制度は変えることができないので、これについてはおっしゃるとおり、どんどん実際の活動をよく精査した中で意見を申し述べたいと思えます。

それともう一つ、これは、先ほどの佐藤議員の中で、子供の自殺の問題もありま

したですね。せんだって宮城県の、自殺を今自死というそうですね、集まりがあって、私、行ったんですけども、大変びっくりしたのは、数字を見て、亶理町の自殺率が非常に少ないんですね。宮城県の中でも非常に少ないほうだと思います。平均からずっと下ですし、それから、隣の角田なり栗原というのは大変な数字に上っているんで、そういう面では、民生委員の活動が、やはり素晴らしいものが亶理では、民生委員初め福祉関係の方々含めて、非常に素晴らしい活動があるなどというのは、実はその会合で改めてわかったんですけども、そういう面では、亶理町でできるわけでございますから、それについては、当然精査した中で、今後考えていけばというふうに思っております。

議員おっしゃるように、本当に仕事が多岐にわたっていますし、その民生委員の方々によって、いろいろな窮地から救われた方がいっぱいいるはずでございますから、今後、ますますそういった需要というか、こういった社会が多様化してきますと、ますますいろいろな問題がふえてきますと、民生委員の活動の幅というのは広いと思いますから、これは町としてやれることは、いわゆる実費についての精査をして、町でやれるところの支出をしていくということではないかと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 町の出し分と申しますか、お話しいただきましたけれども、やはり、精査をしていただいて、その辺やはり上げられるものであれば、やはりそこも見たいというふうに思います。

それから、先ほどお話と申しますか、仕事の内容も、今、町長言いましたけれども、仕事の内容の1つに住民の生活状況の把握というようなこともあるんですよ。そうすると、いろいろな方々の住民把握をしなくてはならないというのが、民生委員の仕事というふうな形になります。これはかなり困難な問題ですよ、すごく。そういったことも担っているということは当然だと思うんですが、先ほど言った2つ目ですけども、忙しさの部分、この忙しいというのは、やはり年間で一体どのくらい民生委員が活動しているかという、一般的に言われているのは130日と言われているんですよ、年間の。年間の130日ですから、かなり多い日数、月に直すと、平均すれば11日とか12日とか、そんな日にちになると思うんですけども、その中の1つで、高齢者の見回りというようなことで、今、実際やられている活動と

というのは、社会福祉協議会ですか、あそこからヤクルトをもらって、そのヤクルトを届けて、いわゆる独居老人といいますか高齢者の方のところに行って、そのヤクルトを置いてくるわけですね。ヤクルトを置いてくるのとあわせて、この方が元気なのかどうかという、その見守り活動をその中でするというようなことになると思います。

この活動ですけれども、1人何件持っているか、その地区によって恐らく違うと思うんですけれども、仮に10軒持っている、10人の方を見ているということになれば、このヤクルトは2週間に1回渡されるそうなので、2週間のうちでその10軒を回るということよりも、やはりヤクルトには賞味期限があるでしょうから、早目に回るというような形になりますけれども、それでもやはり、留守の方がいたりとかすると、日数は結構かかってしまうというふうなことです。これが2週間に1回ありますから、これだけでも日数結構とられるというふうなことがあります。

そして、あと個別活動といいますか、いわば相談ごととかそういうものがあるわけですから、いろいろなものを受けるというふうなことになる、それなりの日にちはかかるというのと、それから組織活動と言ったらいいんですか、いわゆる1つは月に1回、民児協というんですか、民生委員・児童委員協議会というような格好で、月に1回恐らく定例会があると思うんですよ。そこには確実に参加しなくてはならないというのがあります。

そのほかにも、非常にこれ大変だなというかあれなんですけれども、各種催しがありますよね。私も議員ですから、いろいろなところに呼ばれます。学校の入学式であるとか卒業式であるとか。そのときに顔を見ると、民生委員は必ずいるわけですよ。私は逢隈なんですけれども、この間、逢隈の場合、日曜日に文芸祭りというのがあったんですけれども、その文芸祭りにも、当然、私は行きましたけれども、民生委員も当然来ていました。民生委員の場合は、その前の日から、住民のためにいろいろなものをつくったりして行っているそうなんです。そうすると、日数的にも議員よりも行っているような格好になりますよね。そういった非常に忙しいというのが、当然、この中でわかるというふうに思うんです。

ですから、特に10月はかなり行事が多かったので、すごく20日近く働いたとかという、そういう方もいらっしゃるみたいなんですけれども、そのほかにも見守りしている人のところの中で、体調が悪くなったとかという方がいて、それである民生委

員の方ですけれども、その方がケアマネジャーか何かから連絡をもらって、その家に駆けつけるというようなこともあったそうです。そこで救急車を呼んで行くというような、たまたま家族の方と連絡がとれたので、その人は救急車に乗るということにはなかったですけれども、下手をすれば救急車でそのまま行かなくてはならないという、それがいつあるかというのがわからないですからね。そういう活動もしているというようなことなんです。

こういうふうなことを考えた場合に、それともう一つあるのは、例えば地域の問題です。地域の中で、恐らく先ほど言った人数がいるわけですから、200世帯に1人とか、そんな形でしょうけれども、それに満たないところの地域、例えば私だと逢隈なんですけれども、逢隈地区だと十文字町、村、それから榎袋とこの3つを見なくてはならないと、1人で、というような形になるんですよ。そうすると、これはほかの地区まで見るとすると、結構大変な仕事になると、私は思います。実際、わからない地域に入るといような格好になりますから。

そういったことを考えた場合に、この民生委員の方、やはり1人だけでいいのかというふうな問題がやはりあって、であれば、ほかのところでやっているのに、例えば民生委員の協力制度ってありますよね。こういった制度を使うのはどうなのかと。やっているところも実際あるわけなんですけれども。これに対する考え方なんかありますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 制度的なことについては、あくまでやはり町が勝手にはできないところがあるので、できる範囲で、先ほどの実費、今言うように、いかに使命感で活動しているかということに対する、いわゆる答えというか応ずるといいますか、使命感をさらに発揮してもらうためには、やはりせめて実費ぐらいは見ないとだめだなというふうな考え方、これをやっていった中で進めていけるものと、それから制度的なことについては、これはやはり、県なり国との相談の中で当然出てくると思いますから、有効な手だてがあれば、それはそれでやっていければなと思います。

それと、今、議員おっしゃるように、民生委員の働きというのは、やはり我々、特に世話になった方が一番よく実感としてわかるのではないかと思いますけれども、すばらしい働きをなさっているというのは、重々我々も承知しております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今の制度については、本当に、こういう制度があるんだったら考えていただきたいなというふうに思うんですけども、民生委員のほかに協力委員という方がいて、それは民生委員が選んで、気心の知れた人とか何か、その人と一緒に行動するというようなことで、この方にも当然、報酬というか活動費は出ますけれども、民生委員と額は違うとは思いますが、そういったことがあるというようなことで、いずれにしても、昨年民生委員がかわったわけですから、残り2年間あるわけですね。この2年間の中で、やはり何らかいものを取り入れてやっていったらいいのではないかなというふうに、私は要望しておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど言いました、知識とか経験とかというのがやはり必要だと思うんです。ここの部分、民生委員がかかわるところというのはどこかというところ、先ほど言いましたけれども、救急車の件もありましたけれども、保健施設であるとか、あるいは警察・消防、それから社会福祉協議会、それから包括支援センター、そこにもかかわりますし、あと保育関係、それから学校関係、病院、自治会と、多岐にわたるんです、とにかく。

ということは、それなりの知識なりなんなりがないと、なかなか自分でかえって悩んでしまうと、恐らくそういうことがあると思うんですね。例えば生活保護の申請であるとか、こういうのもありますし、あと本当にお金が困っている方がいると、社協で当座の資金として5万とか貸してくれたりするんですね。その手続をするためには、民生委員の判こが要るんですね。そういうふうなことがあるとか、先ほど言われたかもしれませんが、子供の問題、子供の見守りといいますか、今、いろいろな問題があって、子供の虐待という問題もありますし、あるいはネグレクトといいますか、もうほとんど無関心というような、そういうような問題もありますから、やはりこういった問題もつけ加わってきているということがあるので、やはりこういったときのために、私、わからないんですけども、民生委員活動についてのいわゆる活動のハンドブックとか、そういうものというのはつくってないんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 民生委員のハンドブックにつきましては、町ではつくっておりますが、国か県、どちらかでハンドブックをつくっております、民生委員に就任

したときに皆さんにお渡しするようにはしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） それにつけ加えて、亶理町独自のそういったものもあっていいのではないかということで、そういったことも考えていただきたいなということと、先ほど言った、警察なり保育所なり、いろいろなところとのネットワークですね、いずれ、そのネットワーク形成をどうつくっていくかということだと思うので、そういったやり方も、やりやすい方法を福祉課なりなんなりが先頭に立って、そういうものをつくっていくべきだと、私は思うんです。そういったことも、やはり考えていただきたいなというふうに思いますし、いずれにしても、そういうふうな、本当に民生委員がやりやすい体制というのを、やはりつくっていくべきだというふうに思っていますので、ぜひともそういったことで、なり手がいないということについて、やはり考えていってほしいなと思います。

民生委員のことについては、これをお願いをしながら次の質問に入らせていただきたいと思います。

家庭用ごみの問題についてでありますけれども、1つ目として、マスコミで取り上げられているごみ屋敷の問題、これが本町でも見受けられるんですけれども、対策というのはどうなっているか、ご答弁をお願いしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ごみ屋敷については、不用品やごみを長期間家庭内や敷地内に集積している状態のことと一般的には認識されていると思うんですけれども、はたから見ると不要なものに見えても、所有者にとってはそうでない場合もあり、法的な定義が非常に難しく、慎重な対応が必要とされる事例がほとんどであります。これら問題を抱える市町村では、対応に正直苦慮しているところでございます。

それら不用品が自宅敷地の内外に集積され、周囲の方々に悪影響を及ぼし、違法な状況とならない限りは、行政機関による指導、取り締まりは難しいのが現状であります。

本町におきましては、現在、マスコミで取り上げられるような極端な事例はございませんけれども、自宅敷地内に集積されたものが、強風等で周辺に飛散している等の相談を近隣住民の方から受ける事例があります。また、自宅敷地内におさまっているものの、においの発生でご相談を受けている事例もあります。

これらの対応については、所有者にお話を伺いに行き、不要なものであればごみ集積所に出すか、あるいは清掃センターへの直接搬入を勧めているところでございます。しかしながら、案件の中には、先ほど申し上げたとおり、法的な定義が難しいことに加え、家庭的な事情も絡んで、即解決に至らないケースもある状況でございます。

このような場合、あくまでも所有者に処分する意思を持っていただくため、必要があって保管しているものなのか、また何らかの理由があるもののかなど、対話による働きかけで徐々に問題解決を図っていく必要があると考えております。

なお、収集方法や集積状況に違法性が認められ、それらについて本人による改善が図られない場合は、関係機関と連携し指導、取り締まりなど法的手続を進めていきます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、言われたように、私も去年からですか、この問題でやはり言われていまして、そういうふうな、確かに外に、道路にまで出ているという問題ではないんですよね。敷地内です、やはり。やはり集めてくるというか、そういうふうなことがあって、ただ、今の時期はいいんですけれども、今、お話があったように、夏場ですよ。夏場、においが、隣の家からすると物すごいにおいがしてくるということがあるので、何とかしてほしいというようなことなんですよ。

今、言われたように、法的にどうするかといった問題もいろいろ絡んでいて、この問題は難しい問題だと思います、本当に。個人的な問題もあるので、ただ、いろいろと聞いてみると、名取にもこういうふうな問題があったみたいなんですけれども、その場合も、やはりお願いをして、お願いをして、そしてやっと問題解決したというような事例があったようなんですけれども、この問題については、やはり粘り強く、その家庭なりなんなりとお話をしながら、今後とも引き続きやっていくという必要があると思うんです。ぜひともそういうふうな形でやっていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりだと思います。今後とも粘り強く進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 2つ目ですけれども、家庭ごみ収集ですけれども、各行政区で対応しているんですけれども、実務は集積所の管理を含め環境美化委員を中心に担っていると。これも引き受け手がないという状況でございます。これをどう考えるか。また、報酬を含めた改善を行うべきではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亶理町では、清潔で美しいまちづくりを目的に、亶理町みんなできれいなまちにする条例を定めております。この目的達成のため、地域における環境美化に関してご協力いただく方として、各行政区から推薦された方を環境美化推進員にご委嘱申し上げ、ご尽力をいただいているところであります。

3年ごとの改選の都度、行政区に選任の依頼をお願いしておりますが、ほとんどの行政区には、任意団体である公衆衛生組合があり、その役員がおられることから、それらの役員の方が環境美化推進員として選任されている事例がほとんどとなっております。また、公衆衛生組合の役員は同じ任意団体である自治会、町内会の役員から選任される場合がほとんどのようでございます。

これらのことから、ご質問の引き受け手の問題は、自治会、町内会の役職のなり手不足等の問題とも関連があるのではないかなというふうに考えております。

なお、報酬の改善であります。現在、年額4万3,000円となっております。他の自治体においても、環境美化推進員の制度が設けられており、本町とほぼ同様の職務に当たっておられると思われませんが、調べたところ、報酬そのものの規定がない自治体もございます。それらとの比較の中で申し上げますと、亶理町は推進員の職務や活動に十分配慮した金額になっているのではないかなというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 実際に、環境美化推進員が中心になってはいるんですけれども、そのほかに衛生班というんですか、その行政区の中では、そういう方たちが二、三人いて、その方たちが実際にやっているというような格好になるんですけれども、1つの例ですけれども、当然、ごみの問題についてご存じだと思いますけれども、週に4回のときと、次の週は5回というようなことで、生ごみが2日間あるんですか、あとプラスチックごみが1回ですね。それからそのほかに……、ちょっと忘れてし

まいりましたけれども、そんな感じで4回の週もあるし5日の週もあるという格好になります。

ですから、集積所に行くのに、その集積所が6時から開けなければならないということで、これは輪番で皆さんやってはいるんだけれども、その輪番でやっているのを、本当にあけてあるかどうかというのを確認をしに、まず回るといいますよ。鍵の開閉というのを確認をして、その後に集積所でちゃんと出されているかどうか、分別をされているかどうかというのを、やはり回ると。その行政区は10カ所くらいありますから、やはり10カ所を回るといって格好になりますけれども、そうすると結構な仕事量には、これがなってくるというふうな格好になります。

そういうふうなことを含めてなんですけれども、私、よくわからないんですが、環境美化推進員の仕事、これもよく、詳しくはわからないんですけれども、環境美化推進員には、当然、報酬は出されるんですけれども、そのほかの方たちには報酬は出ていないので、それは区から報酬を出しているというような格好になっているようです。

だから、今言ったような仕事の中身ですから、ある意味、忙しい仕事というような格好になりますよね。であれば、なり手というのをやはり、この中では出てこないというふうな格好になると思うんですよ。ただ、私は思うんですけれども、今のようやり方のほかにも、区によって違ったりしているのではないかと思うんですけれども、その辺、わかれば教えていただきたいなど。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まずもって、ご質問の内容からしまして、いわゆる環境美化推進員についての定義と申しますか、町の環境美化推進員というのはどういう役割を持っているかということについて、まずご説明したほうが良いと思うので、課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） では、環境美化推進員の職務についてご説明させていただきます。

環境美化推進員は、亘理町みんなできれいなまちにする条例に基づき、各行政区から推薦された方を町が委嘱するものですが、その職務としては1つ目に環境美化に関する通知の伝達及び連絡、2つ目として環境美化に関する自主的奉仕活動の推

進及び助長、3つ目としまして環境美化に関する町の施策への協力、4つ目として環境美化に関する思想の普及啓発と指導、最後に5つ目として環境美化に関する調査などに関するものとなっております。

これに対しまして、各地区での集積所の管理に当たられる各行政区や町内会の中で組織されている公衆衛生組合については、地域により多少の違いはあるものの、衛生病虫害の駆除でありますとか、あるいは伝染病の予防、それから健康づくりの推進、そしてごみ集積所の管理及び分別の指導などが主な活動内容となっているものでございます。

ただし、これらの公衆衛生組合の活動については、近年、側溝や下水道、トイレの水洗化など普及したもので、社会基盤や住環境の近代化により、また医療技術や衛生知識の向上が図られたことによって、害虫対策や伝染病対策にかかわる活動は縮小しております。そのかわり、社会的要求の変化によって、ごみ集積所管理やごみの分別指導に係る活動に重点が置かれていることが多いようでございます。

ほとんどの場合、各行政区の公衆衛生組合長が環境美化推進員に推薦されてしまうために、環境美化推進員がごみ集積所管理を職務とすると捉えられてしまうような状況がありますので、平成30年度は環境美化推進の改選時期にも当たっておりますので、各区長への推薦依頼や、また委嘱後の通知などの機会を利用して、環境美化推進員についての周知を図りたいと考えておる次第でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、言われたとおり、環境美化推進員の仕事がよくつかみ切れないというか、そういうことがあると思うんです。そこはちょっと分けて考える人があるのかどうか、やはりそこは今後ちゃんとしていただきたいと思うんですけれども、ただ、先ほど言ったように、ごみ集積所の管理というものが、やはりそういった形で、10カ所なら10カ所いろいろ回ってやったり、確認をしたりなんかをしているというようなこと、これはすごくいいことで立派なことだと思うんです。思うんですけれども、かなり忙しい仕事ということになりますから、本当のというところとあれだけでも、そこまで必要なのかどうかも含めて、町として、恐らくこれ区によっては違うのではないかと思います、恐らくやり方が。だとしたら、そのやり方というものが、そのやり方が本当にいいのかどうか。それを教えていただきたいなというふうに思うんですが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） もともとあの集積所は、その地区、地区の責任の中で管理するという事です。ですから、私のあれからすると、あくまで集積所までは家事だということですね。それから先がいわゆる町でやるわけで、当町の場合、約3億5,000万円ぐらい、一般処理代として組合のほうに支払っているわけです。1日100万というのが、ここ数年続いています。その前の段階の、いわゆる集積所までは、これは各地区でそれぞれの集積所で責任を持ってやるというのが原則でございます。たまたま環境美化推進員がある行政区によっては、その人が管理人みたいな形で捉えられているので、それで今、推進組合員の意味といいますか、その辺を説明したつもりなんですけれども、ですから、これはやはり行政区のほうに、我々としても、町としても考え方をしっかり浸透するようにしていかないと、ちょっと混乱するのかなというふうに思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そういうことであれば、先ほど言ったように10カ所なら10カ所をちゃんとやっているかどうかというようなことで回っていると。それから鍵がかけられているかどうかというのをやっている。それはその区の責任でやってくださいよということだと思えますけれども、ただ、現実問題として、それをやるというのはなかなかかなり時間的にもいろいろ難しいというか、大変な仕事だというふうに思っていて、なり手の問題というのは、やはりかなり難しいのではないのかなというふうに、私は思うんです。

これ、やり方いろいろあるとは思いますが、そういった管理の仕方が全ての区でやっているのかどうか分からないですけれども、きちっと全部全てやるということになると、時間も何もかなりかかるということで、やる方はほとんど決まってくるという形になると思います。そうすると、やはりなり手がなくなってくるのではないのかなと。そうすると、管理の仕方としてここまでならいいよというような指針みたいなのを、町ではつukれないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ちょっと議論がかみ合わないところがあると思うんですけれども、あくまで集積所の管理は、その地区といいますか、仮に30人利用すれば30人の方々、区というよりも、50人利用すれば50人の方々の責任の中で、ただ我々の区ですと、

これは当番で月曜から金曜まで、場合によっては土曜までということで、これは順繰り回ってきますし、それからその監督指導しているのが、いわゆる推進員、前だと衛生組合の組合長とかが兼任していますけれども、そういった方ということで、原則、自分の家のごみなわけでございますから、集積所まではやはり自分らで、いろいろな管理の方法を、それぞれ仕事を持っている立場が違うんですけれども、そこはその地域によって状況が違うはずでございます。一律ではないはずでございますから、当然、やるべきではないかと思えます。

私も、名取市の場合はどうなんですかと、この間、処理組合で会った市長に聞いたら、名取はやはり高齢者も、例えば1つの団地がありますと、そこの中の団地30人だったら30人で、高齢者だったらそこに1つあります。でも、その方々が全てやっていますよというような返事ございました。こういった報酬は、名取市の場合出ているのかな、3,000円程度の謝礼となっていますね、1カ所当たり。こんな形でやっているようです。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 名取市の場合は、1つの集積所に1人というような格好で、たしかしているはずなんですよ。こちらでやっているのは、10カ所なら10カ所全部回るというやり方ですけども、あちらの場合は、1つの集積所に1人がついていると。その人が鍵をあけに行き、鍵を後閉めに行くというような、その程度のことをやっているということですね。だから年間3,000円というような形だと思うんですが、こちらでやっているのは、全て回って全部管理をしていて、どこか鍵小屋そのものどこかふぐあいがあったら、それも直す。そういうことまでやっているというようなことの違いはあるとは思いますが、だから、そういうふうな意味からすると、ちょっとかみ合わないのかもしれないんですけども。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それは、地区によって違うと思います。ですから、先ほどの意見がちょっとかみ合わないというのは、あくまで申し上げますと、町の考え方としては、集積所はそれぞれの地区でもって、利用する方々が責任を持ってやるというのが原則でございます。この推進員の方々、その仕事、先ほど説明したと思いますけれども、管理までしてくださいということでは、推進員の人には規定してないはずでございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） わかりました。管理まではということであれば、話はわかります。

ちょっと時間もあれなので、次の質問に入ります。

社会環境の変化、高齢化、障害者、外国人、個人情報等々に対応したごみ集積の方法、ごみ出しルールというものをつくってはどうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ごみの分別・収集につきましては、持続可能な循環型社会を維持するためには、ごみ減量化など、社会的には今後より高度な分別が必要とされる一方で、議員ご質問のとおり、高齢者、障害者、外国人等社会環境の変化に対応したごみの収集法も一方で求められております。それらの方法論については、大変相反する性質のため、各自治体や町内会で正直苦慮しているところではありますが、それら社会環境の変化に対応しなければ、本来の目的でありますところの循環型社会の構築が困難となることもまた事実であります。

一般家庭ごみについての住民の方々の役割は、ごみを分別して、決められた曜日の決められた時間までに、お住まいの行政区が管理するごみ集積所に持っていくというものでございます。このごみ出しのルールは、2市2町で構成する亘理名取共立衛生処理組合の分別及び収集の方法に基づくものであるため、集積所ごとの状況に応じて基本的な方法を変えることはできませんが、全体として変更可能なものについては、随時改善を図っていくものであり、今後ともできることから改善していきたいと考えているところでございます。

この改善という点においては、高齢者や手足の不自由な方のごみ出しを容易にするため、ごみ袋の形状について、結びやすく持ち運びやすくなるように、ことし8月から取っ手つきのものに変更したところであります。また、ごみ出しのルールの1つに分別があります。例えば、身体的機能の低下等で細かい分別がしづらい場合があると思われれます。そのような方からの相談があった場合には、ご自分でできる範囲での分別にご協力いただけるようご説明しております。

外国の方への対応ですが、ごみの出し方を周知する条件として、簡易でわかりやすいことが必要と考えております。現在、担当課では、室内やごみ集積所に張る外国語併記の簡易な分別表を検討しているところです。

以上、現在の基本的なごみ収集の方法等は維持しつつも、議員おっしゃるように

社会環境の変化に対応できるよう、今後とも努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、お話しいただいた外国人の方ですね。これも名取のほうに行ってお話を伺ったならば、名取の場合だと、分別表というのを貸してですけれども、4か国語でつくって、それでやっていたというようなことがあるそうです。あと岩沼については、外人がいる地区、そこに集積所に分別を英語で書いたやつを張っておくというようなことがあるわけですから、亶理町でも、そういうふうな意味で、最近外国の方も見かけるし、外国の方、テレビで見るような非常にひどい、勝手に置いていたりとか、そういうことはないと思うんですけれども、ただ、やはりわかるようにというふうに、親切にこういうふうな形でやっていくべきではないかというふうに思っております。

それともう一つ、個人情報の関係なんですけれども、亶理町の場合といいますか、2市2町、名取、岩沼、それから山元、亶理と、同じ袋を使って同じところに出すというような形になるわけなんですけれども、岩沼のところですね、ですけれども、1つよく言われるのは、亶理町の場合だと名前をきちっと書いて出している。すごく素晴らしいことだなというふうに思うんですけれども、ただ、仙台あたりから移ってきた方からすると、個人情報の関係からどうなのという話を受けることはあるんですよ。

こういったことはどうなっているのかなと思って、2市2町を調べてみたんですよ、行ってね、実際に。清掃の担当課に行って話を伺ってきたんですけれども、そうすると、やはり担当課としては、電話が仮に来たとしたら、そういう分別というか、名前の書いてないようなものが来たとしたら、それはその地域のやり方でやってくださいというふうな言い方を岩沼のほうでは言っていましたけれども。それはどういうことかと言うと、書いていなくても持っていきますよというようなことです。亶理町でも持っていくのは持っていくんですけれども、それほど絶対にといような話ではないというふうなことをおっしゃっていて、では岩沼の方のどこか忘れてしまったけれども、そこの方に、実際に名前を書いているのと聞いたんですよ。住んでいる方に。いや書いてないという話もあったりして、なかなかそれも、私、亶理町でやっているふうに名前を書くと、分別の部分からすると、一つ抑止力になるのかなというふうに思うんですけれども、それと同時に、個人情報の観点と

いうのもやはりちょっと、今後どうなるのかなというふうな部分もあるんですけども、この辺の考え方はどうなりますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） やはり、現在でも名前を書いていたというの、やはり責任持って出していただくというか、たまたま名前が入ってないのが、ほかの地区から持ってきた方が結構多いようでございます、見ていますと。それらについては、やはり収集日ではない別な分別をしたり、そういった無責任なことがありますから、まず個人情報ということもありますけれども、個人情報については、やはり自分で守ることが大事だと思います。自分の情報が明らかにいろいろ知ってわからないものをやはり処分する方法はいろいろあるわけでございますから、それはそれでご自分でやるのが一番ではないかと思います。今のところ、やはり責任を持った、というのは、先ほど言いましたように、みんなであそこを管理しているわけでございますから、責任を持ったということが、一番私は大事になってくるのではないかなというふうに思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） もう1点だけ。あと、これは名前を書いてないやつだと、分別されてないごみ、そういうのがやはりあるわけですよ。どうしてもそこをあけてみて、どうしようかということがあるかもしれないんですけども、そういったことについては、いかがなんでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） それはやはり、先ほど言いましたように、推進委員とか大変苦労しているところではないかと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 実際に中を見て、例えば危険なものが入っていたりとか、いろいろなことがあるのではないかと思うので、私は余りあけたりするべきではないなというふうに思うんですけども、そういったことについては、どういう考えですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） その辺、課長のほうから申し述べます。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） 分別されていないごみや、あるいは名前の書いてないごみな

どについての対応なんですけれども、名前の書いてない袋についても、実際には収集されております。ただし、中身がやはり分別されていない、具体的に言うと燃えるごみの中に瓶や缶が入っていたりということになりますと、当然、収集されませんので、その場合、持ってきた方に連絡を差し上げるために、本来、名前を書いていただくという趣旨でございます。ただ今、議員がおっしゃいましたように、あけてまで見るのかというようなことについては、従来から行政区で対応されているところも多いようですけれども、これらの対応については行政区の間でも、その方法に差があるようでございますので、各行政区や地区の実情を踏まえた上で、統一した対応方法について、公衆衛生組合などの関係団体と議論を重ねていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひ、お願いしたいと思います。

最後に3番目の問題に移りたいと思います。

畜産放射性汚染飼料の処理事業についてであります。

最初ですけれども、住民説明会の結果を受けて、今後の対応をどうするのか。また、事業の着手は、住民合意の上行すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、町の計画は対象の牧草の処理方法を、すき込みによる農地還元とし、すき込む農地は阿武隈川河川敷の牧草地を考えております。

このことに関し、該当の河川敷に隣接する地域を対象に、住民説明会を開催しておりますが、地域によりご意見は異なり、お住まいの近くや河川敷にすき込むことを懸念される、いわゆる反対のご意見もあれば、安全性に問題がないのであれば、すき込みもやむを得ないのではないかという承認の意見もあります。

事業着手に係る結論はまだ出ておりませんが、ご質問のように、地域住民の方々の理解なしに事業を進めることはできないと考えているところでございます。今後、地域ごとのご意見を調整するなどして、計画にご理解が得られるよう、引き続き説明会の開催を検討するなど進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 畜産放射性汚染飼料処理事業なんていうと、なかなか難しい名前に

なっているので、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、きょうはモニターの方もいらっしゃいますから、あれなので、ちょっとお話だけさせていただきませうけれども、これはもともと、福島原発の事故で出たやつですよ。それで、亶理町に8,000バケツ以下の牧草が160トンあるというようなことでありますから、その160トン、当初は2市2町でもって処理組合があるわけですから、岩沼にある新しいところで放射性物質の牧草を、亶理としてはこれをその中で一般のごみとあわせて燃やすと、こういうやいなやゆる混焼をするというようなことだったわけですよ。ただ、ですけども、その燃やしたごみの処分場とか、いろいろな問題があつて、それは難しいというようなことから、亶理町としては、今回のように阿武隈川の河川敷、ここにすき込みをするんだというような中身なわけですね。

ですけども、これを住民説明会、いわゆる1つは小山地区ですか、その地区との間で説明会を1回設けたけれども、それからもう1つは高須賀地区ですか、そのところでも説明会を設けたけれども、大方反対が多かったというふうなことだと思ふんです。

そういったことがあつて、私自身としては、燃やすのに比べれば、当然、燃やすのはちょっと問題が多いなというふうに思ふものですから、すき込みであればいいのかなと、私自身も当初考えていました。でもこの反対が結構あるということで、ちょっといろいろ調べさせていただいたんです。その中身なんですけれども、今現在、工程はとまっているんだと思ふんですけども、説明会の段階だからだと思ふんですけども、私、このすき込みのことで、詳しいという方がいらっしゃったので、滋賀大学の名誉教授で農学博士の方だったんですけども、私、直接知りませんから、ほかの方を通じて、お話を聞かせてほしいということで会ってお話をさせていただいたんです。そうしたら、実際にこういうふうなことがあるんですよというふうなことで、阿武隈川の河川敷ですき込みをするんですという話をしました。そうしたら、その方が言うのには、やはりちょっと問題がそれはあるのではないかというような話でした。

というのは、1つはここに日本土壌肥料学会というものが出している、これはQ&Aというのがあるんですよ。その中に質問として出ている、これは先ほど言った大学の先生が私にくれたんですけども、この中で言っている1つの問いとして、放射性セシウムはどのくらいの期間で土になくなりますかという質問をしているん

ですね。これに対して、水田や畑の土から半分の濃度に減る時間、半減期のことで
すよね。セシウムだと30年で半減するわけですけども、水田作土で9年から20年、
それから畑作土で8年から26年と報告されていますと。ですから、30年ではなくて、
それを短い時間で半減期が来るといようなことを、この中では言っているわけで
す。その理由はなぜかという、作物にまず吸収されたりとか、あるいはあそこには
牧草をつくるわけですから、すき込みをして、その牧草に移行するだろうと、1
つは。もう一つは土に移行するだろうと。ただし、土より深い部分の水の流れとと
もに移動することなどで、大分半減期が短くなるということになっていると、そう
だというふうなことをここで書いているわけですね。

そうすると、あそこの地形を見ると阿武隈川の河川敷ですから、阿武隈川の河川
敷ということになると、そこはその下は伏流水といいますか、水が流れている状態
ですね。ですから、そのところにすき込みをするということは、当然それが、
ここで言っている8年から26年で半減しますよと言っていますけれども、それより
ももっと早く還元というか、流れていってしまうのではないかというふうに思うん
です。そうすると、その下にまずは、あそこの川ですと取水口が近くにあるわけ
ですね。こういった問題もあるんですけども、こういった問題は、どう考えますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ただいま8,000ベクレル以下とおっしゃいましたけれども、当町の
場合は恐らく1,000ベクレル以下ではないかと思えます。その辺の数字、課長のほ
うより。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（山田勝徳君） ただいまのご質問で、水に流れて浄水場のほうにも影響があ
るのではないかというようなことでございましたが、まず、水そのものにセシウム、
それが流れ出るといことは余りなく、実際には水に入っている濁度分、いわゆる
土の粒子ですね、それにセシウムが付着していることが多いというようなことでご
ざいます。実際に、小山あるいは高須賀にそれらをすき込んだときに、そういうの
が影響あるかというようなことでございますけれども、現在、阿武隈川表流水を田
沢浄水場の水源としておりますので、当然、上流部からセシウムなどを含んだもの
が流れてきているのが現状でございます。

ただし、これらの土に付着したセシウムは、濁質といいますか、いわゆる濁りに

なっています土の粒子に付着しているものですから、それらは沈砂、沈殿、ろ過とかの浄水過程で全て除去されます。それで、田沢浄水場の浄水については、今までこれはセシウムの影響があったことはなく、また、水質基準である10ベクレル未満を当然クリアしているものでありまして、また、その検出結果についても下限値未満となっている現状でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私が言っているのはそうではないんですけれども、今の議論もおかしいんですけれども、流れていくというのは間違いないということでありまして、いずれにしても、浄水場のほうに仮に入るといようなこと、これも1つの風評被害があるわけですね、逆に言ったら。それと同じように、高須賀のほうにもやるわけですから、そこから今度海に流れていくということになります。そうすると、海に流れていくとなれば、全体の総量からすれば相当少なくなることは事実です。でも、風評被害というのは大きくなるのではないかというふうに思うんです。それはいかがなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 風評被害といいますと、具体的にどういうことでしょうか。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 海に流れていくということは、当然、魚がいるわけですよ。そういった漁業があるわけですから、特にあそこだとノリなんかもつくっているというのもありますよね。だから、そういったことを漁協関係の方とお話ししても、やはりそれは心配だと、風評被害が。そのことを言っているんです。浄水場に入る水だって同じですよ。入っているといようなことになれば、飲むの嫌になってしまいますよね。とれることはとれるんですよ、確かに。そうなんだけれども、そういう風評被害があるのではないですかと、阿武隈川の河川敷ではという話をしているわけです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 農林水産課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 実は、この事業を実施するに当たりまして、まず漁協とも相談させていただきまして、その際の内容を説明させていただきたいと思っております。

漁協のほうでは、実際、この事業を進めるに当たってという話をされましたら、もちろん心配されておりました。そこで、実は議員おっしゃるとおりノリもつくっていますし、もちろん魚も水揚げしております。その影響はどうかという、今度話になりまして、話しましたら、漁協は震災からずっともちろん漁業で魚をセシウム検査をしているわけなんですけど、漁協の考えといたしましては、そもそも震災後から本元の阿武隈川、ご存じのとおり福島の上流から流れてきております。そちらのほうのセシウムから考えますと、すき込む牧草地のことは、実際の話、実的被害はないものの、その行為によって風評被害はもちろん心配されているというような実情でございました。

以上、漁協とはそのような協議といたしますか、相談をさせていただいておりますのは事実でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 当然の話だと思うんです。あと、それと同じく阿武隈川は氾濫したりなんなりするわけですよ。その水かさもぐっと上に上がりますから、そういったこともやはり心配ということになります。

その次の質問になるわけですけども、すき込み処理以外の、いわゆる管理型（8,000Bq/kg超同様）の保管というふうにしてはどうかということです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回の牧草の放射能濃度は、基準値である1キログラム当たり8,000ベクレルを下回っております、その処理は各自治体で行うことになっております。そのため、これまで宮城県主導のもと、首長会議で安全性を前提に混焼や農地還元の手法が議論されてきたのはご承知のとおりだと思います。

ご提案の管理型による保管でありますけど、形はどうあれ、保管するということは、処理責任が自治体にある以上、将来のいずれかの時点で、再度処理をどうするかという問題が発生することは明らかで、問題解決には基本的にはならないと考えております。

確かに、今回のすき込み事業に着手できるか否かによっては、現状の選択肢は保管のみとなってしまいますが、これにしても、これまでどおり各農家が所有地で保管すれば、農家の方々の負担は減らず、一方、町内のいずれの箇所に集約するにしても、集約箇所の地域の方々のご理解を得る必要があると思います。

以上、保管ありきの考えは、処理問題の先延ばしになりかねないことから避けたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 先延ばしではないと思います。逆に、そのほうが安全ではないかというふうに、私は考えておりますし、その管理するために、今、農林水産省のほうでは、ことしから東日本大震災の農業生産対策交付金ということで、簡易パイプといますか、簡易ハウスというか、保管施設をするための簡易ハウスの補助をしているわけですよ。これ、今年度からなので、これを使えばお金もかからないで保管をできるというようなことに、私はなると思うんです。

今、河川敷、そここのところにやるとすると、2ヘクタールの8ヘクタールとか10ヘクタールという、そういう大きな広大な土地を使うわけですね、現実問題としては。それを考えたならば、例えばフレコンバッグってありますよね。1トンくらい入るバッグが。あそこに切り刻んでそれを入れて、圧縮もできるはずですから、それを保管するところ、農水省の予算を使ってやるとすれば、大きさからすれば160トンあるわけですから、比重ちょっとわかりませんが、160トンあって、例えばフレコンバッグ1つで0.5トンぐらいになるとすれば、それを計算すると160トン割る0.5ですから320立米必要だというような格好になると思うんですよ、160トンだと。それを大きさに換算すると、15メートルの15メートル、縦横15メートル、そして高さ2メートル、これを計算すると450立米ですよ。大きき的にはそれほど使わないわけですよ。そういうふうな保管の仕方をすれば、10ヘクタール使うよりはそのほうがいいのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどおっしゃっていた安全性の問題、いろいろな議論があるようございますけれども、今後とも安全性を確認した中で、何と云っても、今お持ちの方はもう7年近くお持ちなんですから、その方々のためにも、何、町やってんだ、国やってんだということになりますから、これは国と県とか町の問題ではないと思います。その方々の、今まで我慢してもらっているわけですから、これは早期にやはり安全性を確認した中で処理していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そのとおりだと思います。農家で保管していらっしゃる方は非常に

大変だというのは、十分私、わかりますし、やはりそこから移すというようなことを考えたほうがいいのかなどというふうには思います。それで、先ほど言ったわけですよ。そういうふうな用地を探して、それほど大きい用地でなくていいわけですから、それでやったらいいのではないかとということを提案させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。休憩。

午後 2時03分 休憩

午後 2時13分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番。渡邊重益議員、登壇。

〔2番 渡邊重益君 登壇〕

2番（渡邊重益君） 2番渡邊重益であります。

私は今回、大綱2点、1点目は企業誘致について。2点目は特別支援教育の充実についての質問をしてみたいと思います。

まず大綱1点目、企業誘致についてであります。

本町では、平成28年3月に亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。人口ビジョンの中期的目標では、平成37年に人口約3万4,000人を維持することを目指しております。日本の地方各地で人口減少がささやかれる中、少子化対策や生活環境整備など、人口流出を食いとめるための重要施策の1つに雇用創出が上げられますが、その代表的な手法の1つである企業誘致について、町長のご所見を伺ってみたいと思います。

細目1点目、企業誘致の現状についてであります。

①から伺ってまいります。第5次総合発展計画の第2章わたしとわたりのブランドづくりにある企業誘致の推進には、亘理中央地区工業団地を初め町内における工業・流通業務適地の整備・拡大に努めるとともに、企業を誘致し、地元雇用の拡大、定住化促進を図ると記載がございます。

そこで、これまでの本町における企業誘致の取り組みが地域経済に与えた影響について、町長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 企業誘致を行う上で、地元雇用拡大と定住促進の2点については最も大きな目的と考えております。まず雇用拡大につきましては、これまで誘致した企業を初め、既存の町内の企業においても地元雇用には力を入れて取り組んでいただいております、効果はあったものと考えております。毎年、町が行う企業訪問の際に、地元の新規学卒者や中途採用者の雇用について働きかけるとともに、意見交換を行っておりますが、最近、企業側からお聞きするのは、計画的な雇用が企業の存続には必要であるということであります。この対策といたしまして、企業側では地元高校へ直接訪問し、求人活動を行うなど工夫されております。また、これを受け、私も高校へ伺い、町内にはたくさんすばらしい企業があり、人材を求めており、生徒さんたちに町内企業への就職などご案内いただきたいとお願いしているところでもあります。

次に、定住化促進の点につきましては、従業員の方は必ずしも町内に存在しているわけではございませんが、立地企業への勤務を期に移り住む方は、アパート入居はもちろんですけれども、中には互理町の住みよい点を気に入られ住宅を取得されている方もいらっしゃるようでございます。

また、企業がこれまで地元雇用に積極的に取り組まれたことにより、人口流出の抑制に一定の効果があったものと考えております。

本町の住みよい気候や自然環境、立地条件などから、移り住む方もおりますため、これまで以上に企業にとっても働く方にとっても魅力的なまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ただいま町長から、雇用拡大とそれから定住化促進のそれぞれに対する本町の取り組みと影響について、今、ご答弁いただいたわけですが、その中から幾つか再質問したいと思いますけれども、まず、企業誘致活動に取り組まれたことによる町内外の波及効果について、どのようにお考えでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 代表的なところでは地元業者との連携、あるいは受注の発生、お互いの商品を組み合わせて商品の開発をしているということとか、あるいはシルバー人材センターに作業の依頼をしていると。また、他市町村からの通勤者による消費と各種イベント、これらで交流人口が増加していると、こういった点があろうかと

いうふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） もう1点ほど伺いたと思いますが、先ほど定住化促進では、地元と企業が地元雇用を積極的に取り組んだこともあって、人口流出の抑制に一定の効果があつたというご答弁がありました。私が平成27年9月定例会で、人口ビジョンに関する一般質問を取り上げさせていただいたんですけれども、当時の人口は3万4,163人のご答弁でした。平成17年をピークに、亘理町は社会増が自然減を下回りまして人口微減に転じ、若者層の流出抑制、転入増加と出生率の回復が大きな課題であるというご答弁が、前回の27年9月のご答弁をいただいております。

そうした中で、現在、人口は町の広報12月によりますと、平成29年10月31日現在で3万3,820人であります。こうした人口減少が既に進行している状況下におきまして、企業誘致を取り巻く環境、つまりこの環境変化の実態がどのようになっているか。この点について町長、どのようなご認識でいらっしゃるか、お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） やはり、亘理町におきましても、全国の例に漏れず少子高齢化の波が押し寄せておりまして、人口減少に向けた対策が欠かせないものだと思います。この対応策の1つとしまして、先ほどとは内容が重複するんですけれども、企業誘致による働く場の確保、提供は新たな定住者を生む機会となりまして、さらには町内から人口流出を抑えるという点では有効であると考えています。

このことから、町内へ勤務される方が、亘理町に魅力を感じて定住することを選んでいただくことを目指して、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今、町長の答弁から、町に魅力を持って働いていただきたいというご答弁がありました。先ほど10ヘクタールの中央工業団地の完売に向けて注力していくことでしたけれども、次の質問で今後の見通し関係で、その辺は詳しく伺っていきたくと思いますが、これは私ごとですけれども、時折私、JRの駅で挨拶運動をさせていただいておりますけれども、亘理駅でよく挨拶運動をしていますと、亘理駅で亘理高生が大分乗り降りしております。恐らく町外から通学される生徒さん

だと思えます。大きく挨拶をしていってくれるんですけれども、非常に町内外からの高校生も多い現状、亘理高校もですね、多いと思えますし、まずもって先ほどの町長の答弁から、亘理高校でもそういった企業と同様に、亘理高校に町長みずからトップセールスを行っているということですので、先生方へ当然ご案内されていらっしゃるのだと思うんですけれども、ぜひ町長に、亘理高校生に直接亘理町のPR、いいところ、住みやすさ、こういったものをPRしていただいて、より多くの高校生が亘理町で仕事をしていただく、そういった環境づくりを今後引き続きお願いしたいところがございますけれども、この点、町長いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理高校生は、今、議員おっしゃるように、町外から半分以上来ているかなというので、先ほど申し上げましたが、町内の企業のことを意外にわからない生徒がおりますので、やはりそれをPRしていきたいなと思えますし、それと町民の方の、亘理に立地している企業の中身について、意外におわかりになっていない方が多いなというのを大分感じました。ですから、先ほど申し上げたんですけれども、企業訪問をしますとミスマッチといいますか、地元から採用したいんですけども、人が来ないんだやというのはよく聞きます。

というのは、これはやはり、町内の方々が、自分のところに立地している企業がどういう企業かというのを、よくおわかりになっていないのではないかなというところもあるので、前の議会のときも言ったと思えますけれども、広報に随時今、企業紹介なんかもしていますし、いろいろな機会を通じまして、企業の案内も町としてすべきだなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

それでは次の質問に移ります。

さきの10月17日、中央地区工業団地の造成後、舞台アグリノベーションに続きまして2社目となるコスメティック・アイダの宮城本工場の竣工式が行われました。先月1日より本格的な稼働がスタートしたわけですが、この工場は、延べ床面積約4,500平方メートルで、化粧品製造工場としましては東北最大級となり、本町の工業振興のみならず今後の企業誘致をさらに加速させる大きな後押しとなることを切に私も願うところであります。

また、いよいよ今年度は中央工業団地の仮設住宅が撤去される予定となっております。前の質問の答弁でもございましたけれども、亘理中央工業団地の完売に向け注力していくというご答弁がございましたので、中央工業団地における企業誘致の今後の見通しについてお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理中央地区工業団地の今後の見通しということなんですけれども、仮設住宅が設置されていた場所につきましては、宮城県により11月から住宅の解体工事が行われ、年度内の完了予定となっております。また、そこに隣接する未造成部分（進入路付近）につきましても、時期・予算を検討の上、今後仮設住宅解体で発生する残土等も活用させていただき進めてまいりたいというふうに思っております。

企業誘致の活動につきましては、最近、この工業団地に関する問い合わせがふえてきており、企業や開発業者、県の東京事務所、金融機関等からの問い合わせや現地視察に対応し、また、ご紹介を受けた企業への訪問等を実施しているところでございます。

問い合わせがふえている要因としましては、震災から6年が経過し、被災沿岸市町村を対象区域とした企業立地のための国庫補助金、いわゆる津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、今後数年の公募継続が不確かであるため、企業が急いでいることも要因の1つかと考えております。

現在も複数の企業と交渉中ではありますが、企業側の立地方針が固まった時点で、またお知らせしたいと思います。本町といたしましても、この補助金の公募継続が見込まれるこころ、二年が一つの山場と考えており、時期を逃さぬよう迅速に対応して誘致活動を進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ただいまの町長のご答弁からは、企業側の立地方針が固まった段階でご案内するということですが、具体的に複数というお答えがございましたが、大体何件くらい交渉中なのか、この辺は答弁できますでしょうか。企業名は結構ですけれども。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、まだ不確かな中で、企業側にはいろいろなご都

合があるようで、紹介するところのご都合もあるようですけれども、現状について言える範囲で、担当課長のほうより説明いたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 企業につきましては、実際、立地条件が大変いいということで、1つ、2つの企業から問い合わせが来ておりまして、実際、現地も確認させていただいております。その中で、先ほど説明の中でも申しましたとおり、津波・原発補助金の申請の絡みもございまして、この申請は事前着手というのが絶対できないということになっていますので、企業の名前等とか詳しいことは一切述べないということが条件になっていますので、ここではちょっと申し上げられませんが、確かに1つ、2つの企業が、今、接触している段階でございまして。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） そうしますと、その交渉中の企業が、もし万が一決まると仮定した場合、その大きな理由としてはどのような理由になるだろうと、今、推測をできますでしょうか。今の津波・原発の補助金の制度のお話もありましたけれども、何か魅力、どういった魅力を企業が感じて亘理町にアタックしているのか、そういった理由、もう少しわかればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、先ほどもちょっとだけ申しましたけれども、中央工業団地の立地条件、すぐそばに高速道路が走っているという流通の面で非常にいいと。あとは、整備されている土地というのが、沿岸部も含めましてですけれども、企業誘致しているところでは、まだ整備されていない工業団地というのが結構あるようございまして。亘理町の場合は、もう既に整地されている土地が用意されていると。あともう一つは、土地の値段的なものもあるというふうには聞いてございまして。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ただいまの商工観光課長からのご答弁の中で、2つ目に値段というお話が1つございました。現在、宮城県のホームページに掲載されております宮城企業立地ガイドというものがあります。県内の自治体の工業団地の単価をこちらで見ることができるんですけども、本町の単価は1万4,500円ということで設定しておりますけれども、近隣自治体、いろいろほかの工業団地があると思っておりますけれども、

ども、この設定は果たして適正なのかどうか、この辺に関してのご所見をお聞かせ願えればと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 価格ですけれども、私としては高ければ高いほどいいのかなという考えで、半年以上前かな、県のほうの担当課に1万9,000円クラスでどうでしょうかというご相談を申し上げます。ただやはり、県の見解としては、現在の1万4,500円ですか、これがまず妥当だろうという県の見解でもありましたし、近隣のいわゆる価格も出ていますし、それから大和町あたりも出ていますけれども、やはり亘理としてはこの辺の価格かなと。私としては、本当は1万9,800円ぐらいで販売したいところなんですけれども、まず、今の価格で、むしろ優良企業というか、そのほうが、本音は財源がうんと欲しいんですけれども、優良企業に来てほしいというのは、その前に一番の目的ですから、優良というのは継続性のある会社ですね、そこが一番眼目だから、まずイチヨンゴで、ひとつ持っていこうということでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今の価格に対する思いを非常に重く受けとめますけれども、企業が今まで、創業以来営んでいた拠点を離れて、新しい新天地で営業を始めるということになれば、これは大きな決断になるわけですね。事業計画もそれぞれ慎重になるでしょうし、仮に移転場所がよかったということになりましても、例えば土地の、今、課長、町長お話がありました、土地の代金が見合わず断念するというケースも少なからずあるかと思えます。

そこで県内の、先ほどの工業団地の中には、リース方式という契約を用いてネット上で公開している自治体さんもあるわけです。本町では、今後リース方式に関して取り入れていく考えがあるかどうか、この辺、町長のご所見をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 当初より、売却を目的として造成いたしました。現時点では、リース方式を導入する考えは持っておりません。特に、リース方式にしますとリスクが非常に大きいというか、会社の都合によって、やめたということになりますと、先ほど申し上げましたように、まず一番は継続性のある、永続性のある企業に来てい

ただきたいということでございます。最近見ていると、企業の寿命というのは大変に短いわけでございます。技術革新が日進月歩でございますから、そういったところに余り左右されない企業選択というのが必要になってきますから、当然、我々としては売却、そしてそれを財源にしていくというふうな考え方でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） わかりました。それでは、この質問の結びに、今後の区画整備について1点だけお尋ねしたいと思います。

初めの町長の答弁は、仮設住宅の跡地及び、今、仮設住宅の跡の東側にある隣接地の部分だと思っておりますけれども、この時期を、予算時期も含め検討して進めるという、先ほどお話がありました。私の知人関係、町内のある企業から、もう少し区画を小さくして買い求めやすい区画であれば、町外の企業さんでも進出したいという企業も結構あるんだよと、数社あるよというような情報が、私も以前に伺ったことがあります。

また、今年度、私が前産業建設常任委員会で議会懇談会を開催した折、亘理山元商工会の工業部会の部会長さんから、こんな要望がありました。町内の工業系の企業が集って互いに技術を切磋琢磨し、世界に誇る技術をこの亘理から発信したいという、そんな思いから、ぜひ何とか亘理町内にミニ工業団地、そういったものも整備をしてほしいというようなご要望がありました。

そういった観点から、今、かなり大区画での企業誘致に取り組んでいらっしゃるかと思いますけれども、残りの仮設住宅の跡地並びに残っている約2ヘクタールの東側のこれから整備すべき区画については、区画を小さい区画、小区画にしまして、町内外の企業さんも対象とした、幅広い企業を対象とした企業誘致を進めていく必要があるのではないかなと考えますけれども、この点に関して、町長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいまのご意見については、次の段階ということになるかと思っております。今の段階では、先ほど課長が申しましたように、2社ほどの引き合いが来ていますけれども、どちらも大区画を希望しているわけでございます。そのような投資を行う企業の参入、特に今、津波補助金がまだ継続しているわけですから、この機会にそういった優良な大きな投資を行う企業を逃さないためにも、当面はやは

り大区画で持っていきたいと。議員おっしゃることについては、その次の段階というところで考えたらどうかなと思いますし、また、新たな団地造成ということも考えられるかと思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 大きな投資を伴う企業につきましては、その決断にも大きなリスクを伴うわけでございます。以前のアクアリザーブさんがその例ではないかなと思います。ちりも積もれば山となるという昔からの言葉がありますように、ここ一、二年が勝負というお話でしたので、あのときそうしておけばよかったなということにならないように、しっかりと大区画の整備にしっかり専念していただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。

細々目3、町独自の優遇制度についてでございます。

震災後、津波・原子力災害被害地域雇用創出企業立地補助金の創設など、企業進出の後押しをする国の優遇制度が幾つかございますけれども、まず本町の独自の優遇制度についてお尋ねをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、町が国に対して認定手続を行ったものも含めましてご説明したいと思います。

まず、互理中央地区工業団地等、これから企業の参入が見込まれる大規模な区域を中心にですが、国に東日本大震災復興特別区域法に基づく産業集積区域の計画を提出し、民間投資促進特区の認定を受けたことで、国や地方税、減価償却等に関する特例などを受けられる区域といたしました。

また、工場立地法で定める特定工場（敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上）と呼ばれる大規模なものの緑地率につきまして（緑地20%以上、環境施設5%以上）工場立地法等の改正により町独自の基準を定めることが可能となったことから、積極的な誘致を図るべく「東日本大震災復興特別区域法の規定に基づく準則を定める条例」を定めることで緑地を緩和し、いわゆる緑地を1%以上、環境施設1%以上という優遇策をしているところでございます。

ほかに、互理町中小企業振興資金利子補給金交付事業を行っておりますが、利子を1%補給し実質年利0.9%で利用可能でございます、これにつきましては、県内

でも取り組む町村が少なく、4市町、これは県信用保証協会の調べなんですけれども、4市町実施しています。運転資金や設備投資など、企業活動の一助にもなっているところがございます。

このほかにも、町の条例に固定資産税及び都市計画税の課税免除等を定めておりますが、企業との立地交渉に当たっては、国・県・町の優遇策にあわせ、被災沿岸部市町村のみが持つ強みである国の企業立地のための補助金についてもご紹介しながら、その優位性も前面に打ち出し、推進してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 最後はやはり補助金頼みというところなのかなというふうな思いが、今の率直な思いですけども、確かに活用できるところは活用しながら企業誘致を進めていくことは当然のことながら、必要なことだと思います。

しかしながら、町独自の、今、ご答弁がありましたような緑地化、環境施設、そういった町独自の優遇策というのも必要になって、これからくると思います。戦略的に業種、業態を絞り込んで、それぞれの企業のニーズに合った優遇策を柔軟にまた図っていくということも、この短い期間、先ほど申されました一、二年という非常に勝負の期間に企業誘致を成功に導く鍵というふうになるかと思うんですけども、こういった業種、業態を絞り込んだ優遇策の取り組みに関して、町長、いかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町の企業誘致につきましては、第5次総合発展計画にもございまして、製造業や加工業、中でも食品加工業の誘致を考えているところであります。これにつきましては、多くの雇用を生み出しまして事業の継続性が高いと判断するからでございます。しかし、この業種だけでは工業団地全体を埋めるには困難なところがあります。先ほどの回答と重複する部分もございしますが、最近、この工業団地への問い合わせも多いことから、本町としても、国から被災沿岸部市町村を対象とした適応区域に指定されたことにより、企業立地のための補助金を受けられるという優位性を生かし、これら業種の立地を目標としながらも、とりわけ企業活動が活発であり、優良な地域の経済活動への影響があり、なるべく税収も見込めると、先ほど申し上げた、やはり優秀な企業、それと、何度も言いますけれども、やはり食品業、これは町の基幹産業が農業、漁業ということなんですけど、今回の震災

を通じて、あのおり圃場整備、すばらしいものがありましたし、約1町歩以上が1,800町歩にもなったわけですし、それからイチゴ団地もあのように新しい技術革新の中での創業ということで、農業、そして漁業に関連した食品業というのは一大産地になるのではないかなど、そういったあれもあります。

特に、農業については、これからいろいろ、各種企業と申しますけれども、農業もこれからは雇用を生んでくるというふうな判断をしております。いわゆる大規模経営に恐らくならざるを得ないだろうという判断をしておりますから、そういう面で、農業も一大産業になってくるだろうと、亘理もですね、そういった期待もしていますから、そういう面で、先ほど言ったように食品業を中心に進めていきたいということでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） それでは、次の（2）今後の推進策について質問をさせていただきます。

今、先ほどの（1）の質問でも若干関連したお話、答弁も町長からございましたけれども、今後の企業誘致の主眼についてですけれども、当面は、先ほどお話しのとおり中央地区工業団地、こちらの完売に注力をするということですが、これはあくまでも短期間の戦術であると私は捉えております。

総合的、しかも効果的に企業誘致を推進していくためには、やはり戦略が重要なのであります。したがって、今後、どのようなビジョンを掲げて取り組んでいく考えなのか、町長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これからどの自治体でも、少子高齢化、人口減少対策として、自治体運営のための財源確保を努めて進めなければならないわけですが、そのためにも、優良な企業の誘致は欠かせないものであると思っております。この新たな企業が立地し、新たな風が吹き込むことで、働く方が潤い、企業が潤い、地域が潤い、最終的には町が潤うこと。それにより、税収が増加し、住民サービスが確保できる、そのような好循環を生み出す優良な企業の誘致を推進してまいりたいと考えております。

商工業と観光の振興は、県を初め多くの自治体と同じ部署で扱っていることから、密接な関係性がございます。私は、毎回新たに立地される企業に対し、工場見学の受け入れをお願いしているところであり、これは、先ほどの説明とも重複しま

すが、企業活動を町内外に情報発信することで、雇用の確保拡大と定住化につながることで、観光面からも、新たな人の流れを生み出す効果があるといった点からでございます。

幸いにも、工業団地に立地された2つの企業では理解を示し、ご対応いただき、また、わたり温泉島の海の運営を手がけることになったホテル佐勘からも、町の観光振興に協力を申し出いただいております。今後とも、これらの目標の達成を目指し、商工業と観光を一体的に振興すべく、優良企業の誘致を慎重に進めてまいりたいと思っております。

今、優良企業と申しましたが、先ほど言ったように、亘理の農業もそれに匹敵するくらいすばらしいものがあるかと思えます。ですから、これをいかに観光に結びつけるかということです。ですから、特に1,200町歩の圃場整備、恐らくは今進めている「うしちゃんファーム」、それからイチゴ団地、さらには例の10万トンの精米工場、これだけでも農業のモデルケースになりますね。ですから、これらの関係の業界の方、例えば農協関係とか、こういった方々を、ぜひ見学にお誘いすることによって、いわゆる観光の振興も図っていけると。いわゆる稼ぎながら人も集めていくという、非常にいい環境が今回の震災を通じて亘理にはできつつあるなというふうに感じております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 当然、どの自治体も優良企業に来ていただきたいというふうに考えているわけでもございまして、その中で、本町では、町長は商工業と観光を一体化して、その上で慎重に進めていくという、今のご答弁だったと思えます。

先日、某地方紙の朝刊に栗原市の築館と若柳の両工業団地の記事が掲載されておりました。簡単にちょっとご紹介させていただきますと、かつて後進地とされておりました地域が、近年は企業進出ラッシュに沸いているとのこと。これは、宮城、岩手、この両県の間にある立地を東北のへそと銘打ちまして、物流効率のよさをPRする戦略が当たったということでした。

これは当然、自動車関連の企業が集まる栗原市においては、富県宮城を掲げ四選を果たした村井知事の構想した施策の1つだと、私も、これは皆さん当然思っていることだと思います。その栗原の裏に隠れているんですけれども、登米市の工業団地も、大分これ堅調のようでございます。これは、本町と同様に地場産品の農作物

を使った食品加工業に、これまた狙いを定めているということでございます。

確かに県南は、そういった富県宮城の戦略の恩恵がないじゃないかと嘆いている方々も確かに少なくないと思います。しかしながら、嘆いていても仕方ありませんので、何らかの手を打っていかねばならないというふうに思うわけでございます。

そこで、亘理町の立地を見ますと、青森から東京間約720キロ、きょう朝、グーグルで調べてまいりました。その亘理町と東京間を距離で調べますと、これまた360キロと、これまた中間なんですね。つまりは東日本のへそだという、亘理町はそういった位置にあるわけでございます。

そういうことで、JRの沿線上であり、先ほど課長の答弁にもございましたけれども、常磐自動車道の全線開通における流通、または物流、そういった形態、そういった可能性の十分広がる立地条件、こういった中で、ましてや亘理町は県南の山元町とともに最南端という位置の状況もありますから、東北、東日本のへそというところを掲げて、町だけではなくて、宮城県を越えて、例えば福島県の新地とか相馬とか、こういった県を越えて企業間の協力体制、こういった強化も、長期的なビジョンに盛り込んでいってはどうかなというふうに考えるわけでございます。町長、このあたりのご所見をお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど一部申し上げたと思いますが、例えばアイリスオーヤマさん、舞台アグリノベーション、それから化粧品会社も見学その他受け入れていただいておりますし、それと同時に、精米工場の出たものを使って化粧品をつくっていかうと、そういったコラボもできているようでございまして、そういう面では、やはり関連というのは非常に大事になってくるのではないかなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 慎重に進めるというお話、町長もありましたけれども、一、二年の勝負の年と、これから入っていくわけでございますので、そういった観点も含めて、企業誘致、しっかり取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に、この大綱の最後の質問になりますけれども、いろいろと企業誘致について、これまで町長のお考えを拝聴しておりましたけれども、いろいろやはり、優良な企

業にということで、商工と観光と企業誘致を結びつけるというような大きなビジョンをお示しいただいたわけですが、こういったいろいろなさまざまな施策が、こういった絵に描いた餅にならないように、しっかりと取り組んでいただきたいという思いがあるわけですが、そういった構想をしっかりと具現化をしていくためにも、まずは環境整備が非常にここで重要になってくるわけですが。

本町の企業誘致に関連する団体なども含めて、今後、どのような互理町の企業誘致体制が必要と考えているのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 企業誘致の推進体制につきましては、今年度から互理中央地区工業団地への企業誘致の事務を企画財政課、いわゆる企画財政課に企業誘致対策室を設けていたんですけれども、企画財政課から商工観光課に移管したところですが、互理町はいまだ復興のさなかでありまして、他の復興事業との兼ね合いもございまして、多くの人員を割けない現状もあります。今は、少数精鋭で実施しているということをご理解をお願いしたいと思います。また、ささいなことでも、私は常時報告させておりますので、個々の案件につきましても、動向をしっかりと把握しながら進めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） そうなりますと、非常に、例えばいろいろ興味を示した企業、これまで進出したコスメティック・アイダ、それから舞台アグリノベーションもありますけれども、今現在、興味を示していらっしゃる一、二社、こういったところのアフターフォローも実際できていないのではないかなと危惧するところでもありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これは、先ほども申し上げましたように、進出する企業もいろいろなご事情があるので、大っぴらにアプローチしたほうがいいのか、じっと待っていたほうがいいのか、あるいはいろいろな手を使ったほうがいいのか、いろいろあるかと思っております。その辺は、十分に対応を考えながら、今後ともやっていきたいなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） これは私も民間に、町長と同じようにおりましたので、私も営業職

を経験しました。やはり、いろいろな商品のクレームがあるんですけども、やはりそのときのアフターケアというのが非常に重要なんですね。やはり今、ご答弁からは、齋課長を含む職員の方々が例えば少数精鋭だとしても、物理的に実際、限り、限界があるわけでございまして、先ほど町長が何度もおっしゃいましたように、1年、2年が勝負だということであれば、私は実際、やはり専任性をとっていきべきではないかなというふうに考えるわけですけども、今現状だと兼務で業務を行っていると思いますけれども、やはり、町の専任職員を置いて、やはり企業としっかり、じっくり時間をかけて、ちょっとした言葉のやりとりとか、そういったところで興味を示している企業さんが離れていくケースも十分考えられます。非常に慎重にこういったナーバスな問題ですから、やはり専任といいますか、職員の専任制をとってはどうかと思うんですけども、町長、この辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） その辺については、先ほど言いましたように、非常に限られた派遣職員、それから任期つきもいる中での職員配置ということですから、この企業誘致も非常に政策的には重要なことですから、今後とも考えていきたいと、人事の中で考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 最後に1点だけ申し上げます。

昨年11月に、都市計画マスタープランに関する住民説明会、これは当局のほうで行ったと思いますけれども、吉田西部の地区住民から、吉田西部に工業などの企業誘致をしてもらえれば、人口もふえるのではないかなというようなコメントを、こちら、私も書類のほうで拝見しております。中央工業団地に一日も早く企業が進出しまして、やはり次のまた工業団地を、いつかまた協議できるような日が一日も早くくれば、切にそういった日が来ることを切に願ひまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは大綱2、2点目、特別支援教育の充実についての質問に入ってまいりたいと思います。

学校教育法の一部改正によりまして、平成19年4月から、それまでの特殊教育にかわり特別支援教育がスタートいたしました。特別支援教育は、障害のある幼児・児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無や個々の違いを認識しつつ、さまざま

な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであります。日本の現在及び将来の社会にとっても、重要な意味を持っております。

本町では、ことし3月に本町教育委員会が、教育振興基本計画を作成いたしておりますけれども、この計画の中に、特別支援を必要とする児童生徒の増加が本町教育の課題の1つであるというふうに掲げられております。

そこで、本町の特別支援教育の現状を踏まえ、今後どのように対応し、取り組んでいく考えなのか、通告に従って質問をしてみたいと思います。

細目（1）本町の特別支援教育の現状についてであります。

まずこれまでの成果と課題についてであります。本町の特別支援教育の現状と近年動向を捉え、課題をどう認識しているのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、渡邊重益議員にお答えいたします。

本町の特別支援教育の現状でございますが、本町では、先ほどお話があったように、亘理町教育振興計画基本方向5のところに「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」を受けまして、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に努めているところであります。これまでの主な成果と課題についてでございますが、まず、大きな成果といたしましては、特別支援教育推進のための体制設備の充実が図られてきているということが、まず上げられます。具体的には、各学校へ特別支援教育支援員の配置、町全体で17名、多い学校では4名、あとは各1名と。それから各学校における特別支援教育コーディネーターの指名配置、各学校で校長の命によって配置をしております。それから特別支援教育に関する校内支援委員会の設置をしております。そしてまた、LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒を対象とした通級指導の教室を設置しております。町内には4校、1つは亘理小、吉田小、逢隈小、逢隈中。さらには、教育、医療、保健福祉の各関係機関の代表を構成メンバーとする亘理町特別支援連携協議会を、本年度設置するなど、その支援体制等を充実させることで、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行っているところであります。

また、保健福祉部門と連携した早期からの教育相談、支援体制の整備も成果の1つと考えているところでございます。そのことによりまして、幼児期から学齢期までの一貫した指導、支援につながっているというふうに考えているところであります。

一方、課題は大きく2点ございます。1つ目は、就学先を含め、学びの場の選択に関する保護者の考えや、子供一人一人の教育的ニーズが多様化していることを受けまして、それに応じた支援を一層充実させていくということでございます。そのためにも、個別の教育支援計画や、個別の指導計画の作成と活用を一層促進していく必要があるというふうに考えております。

それから2つ目は、通級指導教室で指導を受けている児童生徒が年々増加しております。本町においては11月現在、34名がおります。通級指導における指導のあり方について、さらに検討する必要があるというふうに思っております。またあわせて、通常学級に在籍する発達障害、またはその可能性のある児童生徒も年々増加しており、全ての教員が特別支援教育に対する理解を深め、資質、能力を向上させることが必要であり、そのための研修の機会を今後一層確保していくことも重要な課題の1つというふうに捉えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） この特別支援教育、これは以前、先ほどお話ししましたように、昔は特殊教育ということで、特別な場で行われていた教育なんですね。それが国連の会議で、特別支援教育というものが国連のほうで定めたことによって、日本も昨年ですか、2016年、障害者の差別法が制定されるまでの間に、日本は法的な整備を進めてきたわけでございますけれども、特殊教育が始まってから約10年、ちょうど10年の節目を迎えております。やはり、そのことが実現する具体的な施策というのが、今までなかなか出てこなかったというか、私は十分でなかったと認識しております。特別支援教育は、先ほど教育長のお話がありましたとおり、就学前から学齢、そしてまた就労までの連携した仕組みづくり、これが非常に重要であります。

そこで、小学校から中学校に上がる際、このときの情報伝達、つまり小中連携にも関連してくると思うんですけれども、こういったときの情報伝達に関しては、どのような連携が、今現状図られているのか、もしお答えできればお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 午前中にも回答しておりますけれども、小中連携が非常に重要になっている、これは生徒指導だけではございません。特別支援教育も、全く同じでございまして、小学校から中学校へ進学する際の特別支援学級に在学している子供たちの様子について、しっかりと記録をとって、それを中学校のほうにしっかりと伝達し、中学校のほうも小学校での子供の様子を十分把握した上で、中学校で受け入れしている。

そのために、3学期、小中の話し合いも持つわけですがけれども、特に、今年度からは学期に1回持っております、そういう打ち合わせというか、小中連携の。その中には、特別支援教育も1つ含まれていて、子供たちの小学校、今現在の子供たちの様子を中学校に伝達、情報提供し、そして2学期、3学期と変容してきますので、その様子についても、中学校のほうに着実に情報提供する。そういうふうな形で、中学校のほうでは受け入れ体制を整備し、そして指導計画あるいは個別の支援計画なんかを作成して対応するということです。

ただ、一部、先ほども言いましたように、個別の支援計画とか個別の指導計画が十分でない学校もまだあるものですから、その辺は、ことしは必ずやっていただくよというふうなことで、校長会等で共通認識というか、共通理解を図っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 現在、特別支援学級の設置校担当者会、これに年間約18万円補助金を出されて、小中合同で1回、小学校は2回、中学校は1回、児童生徒の交流事業を行っているかと思えます。

実は、吉田中学校、私、吉田中学校に子供が通っておりますので、ある父兄から、学校によっては、特別支援教室の生徒数が少ないところ、当然あります。そうなりますと、特に中学校になりますと、入学して間もなく1年ちょっとすると、2年するともう受験が迫ってまいります。そうしたときに、なかなか情報収集する場がないよと。何か困っているんだというふうなお話をご相談いただいたことがあります。現在は、中学校は合同がありますけれども、1回の交流事業しかないものですから、小学校は2回行っているということもあって、親の方々が情報交換する場が、もっとあっていいのではないかなというふうに思います。

そういったことで、今、全国規模で宮城にも支部がありますけれども、手をつなぐ育成会連合会というんですか、そういった団体がありまして、近隣自治体でもございます。しかし残念ながら、亶理町にはこういった支部がない状況です。私もいろいろ調べましたら、なぜか理由はわからないんですけれども、そういった支部がないんです。よく社会福祉協議会などに事務局を置いて、障害を持つ親御さんが、そういったところに年会費を払いながら情報を収集したり、いろいろな情報交換をしたりする場というものが、やはり非常に有効であるというふうなお声もあるものですから、何とかこの辺の親の、手をつなぐ育成会とは言いませぬけれども、何か親の方々が情報交換する場を今後つくってほしいなというふうに考えております。この点については、教育長、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 各学校ごとにPTAというものを組織されております。これは、通常学級の保護者であろうが特別支援学級の保護者であろうが、全く同等でございます。そういうPTAの中で、子供の健全育成あるいは教育に関するような情報交換、あるいは研修をやる必要があるだろうと、やっていると思いますけれども、ただし、特別支援学級の子供たち、大きい、亶理小学校だと約20名いるわけですが、小さな学校では1名しかいないと。そうすると、お母さんはお一人ということになると、やはり情報交換が非常に少なくなってしまうのが現実の姿、そういうこともございますので、やはり親御さん同士の情報交換というか、そういうものがあるべきだろうと、私も考えておりますので、今後、そういうふうな形で検討させていただきたいなというふうに思っているところです。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ぜひ、検討を早急にお願いしたいと思います。

それでは、時間もございますので、次の質問に入りたいと思います。

平成19年度から特別支援教育が本格的にスタートして以来、特別な教育的ニーズのある児童生徒への障害の特性に応じた対応や、有効な指導方法、支援のあり方についての研究開発が急速に進んでまいりました。こうした中で、通常の学級における発達障害のある児童生徒への指導、支援がほかの児童生徒にも有効であるという実践が多く見受けられるようになってきております。この特別支援教育の視点を生かした授業づくりは、全ての児童生徒にとってわかりやすいということであり、授

業のユニバーサルデザインと呼ばれております。このユニバーサルデザインの本町での取り組み状況についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 発達障害の可能性のある児童生徒は、通常学級に、文科省の発表なんですけれども6.5%、40人学級だと二、三人は必ず在籍するというふうに統計的に言われております。本町におきましても例外ではございません。そうした現状を踏まえて、全ての子供にとってわかりやすいという特別支援教育の視点を生かした授業のユニバーサルデザイン化は、今後の指導や支援の充実とともに、授業改善のポイントとして活用が求められるところであります。

本町におきまして、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の取り組みについて、小学校1校、今年度から取り組んで、亙理小学校でございますが、校内の研究のテーマに位置づけまして、通常学級はもちろんですけれども、特別支援学級の効果的な指導法や教室の環境づくり等について実践研究を行っております。

ことし取り組んだばかりですので、多分、3年ぐらいは継続研究すると思いますので、3年後には、その成果がどういう形で出てくるか、その辺、非常に期待しているところであります。

しかし、町全体としましては、ユニバーサルデザインの理解と実践化という点では、まだまだ十分でないというのが現状でございます。今後、近隣の特別支援学校、山元支援学校ですけれども、あるいは実践校などから講師を招聘しまして、町で研修会を開催したり、あるいは町内で実践を始めた亙理小学校の成果を共有しながら、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや学級づくりを積極的に創造していきたいというふうに、今、考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今、教育長のご答弁からは、始まったばかりということですので、このユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業というのは、配慮を要する子にはないと困るわけですね。しかしながら、どの子にもあると便利な支援とも言われております。ですから、町内全校に一日も早く広まっていくことを切に望みまして、次の質問に入っていきたいと思っております。

③障害者差別解消後の対応についてということでございますけれども、2016年4月から障害者差別解消法が施行されました。公立学校では、読み書きが困難な学習

障害、つまりLDの子供に代読で入試を認めることなどの求めに応じた配慮が義務化されました。つまり合理的配慮と言われておりますけれども、全国では、従来の教育スタイルでは落ちこぼれだったと言われていたような子供たちも、ICTで支援する試みもスタートいたしております。本町における具体的な対応について、お尋ねをいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 平成28年4月、障害者差別解消法の施行に伴いまして、障害を理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止と、障害のある子供がほかの子供たちと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを目的とした合理的配慮の提供、これが示されたわけでございます。このことは、障害のある子供も障害のない子供もともに学び、ともに育つ教育、いわゆるインクルーシブ教育の推進が、今、求められていることを意味しているわけでございます。

この合理的配慮に当たる取り組みには、これまでも学校現場では日常的に実践されている取り組みが多く含まれております。具体的な例を申し上げますれば、例えば教室内の合理的配慮といえは、全面をすっきりとさせた教室の掲示、ごじゃごじゃというのではなく、すっきりとした掲示とか、あるいは学習の流れ、目当て等を含めた板書の構造化、それから戸棚の目隠し、つまり不要な刺激物をできるだけ排除すると。それから座席の位置の工夫、それから学習の流れを個別に伝えること、つまり、障害によって、きょうの活動はこれとこれとこれですよと紙に書いて視覚で理解させるということ、そういうふうな工夫、合理的配慮はやってはきているわけでございます。

いわゆる合理的配慮として、これまでも提供してきたわけですが、法の施行を受けまして各学校では、これまで以上にきめ細かであり個別性の高い支援の提供を心がけているということでございます。

しかし、この合理的配慮の概念や内容等については、特別支援教育担当者は別としまして、一般の教職員には、まだまだ浸透していないのが現状ではないかなというふうに、今、考えているところでございます。

こうしたことも踏まえて、ことしの9月に、町職員を対象とした障害者差別解消法に関する研修会を既に実施しているところでございますけれども、今後は学校現場でも、全ての教職員を対象に法制定の背景を含めた合理的配慮に関する研修を実

施したいというふうに考えております。そういうことによって、全教職員の理解を深めていくことで、学校としての教育力を高めていく必要があるのではないかなど、今のところそういうふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 先ほど、9月に研修を行ったということで、まだまだ今の教育長のご答弁からは、これから理解をさらに進めていく、研修等も含めて進めていくということですが、先ほど申しましたように、発達障害の子供の中には、タブレット端末を、機器を使うと効率的で学習意欲が高まるというような、こういったケースも、茨城県のつくばのある小学校でしたが、試行的にそういった研究も、今行われているようです。近い将来、やはり柔軟な対応と申しますか、特別な対応ということではなくて、柔軟な対応をぜひしていただきたいなと思います。

例えば、隣で眼鏡をかけている子に、隣の子供は眼鏡をかけてずるいというわけにはないわけですから、そのツールの1つだということでICT、ぜひ活用のスピードを進めていっていただきたいなと思います。

ちょっと時間もないので、次の質問に入っていきたいと思います。

（2）今後の進め方についてであります。

宮城県では、平成27年2月に、2015年から2019年の5年間を県の特別支援教育将来構想実施計画（前期）と策定して、現在計画を進めているところであります。自立と社会参加、学校づくり、地域づくり、この3つの柱ごとに年次計画を制定しております。本町の教育振興基本計画では、県の指導を仰ぎながら、支援体制の整備とあわせて対応していくということが書いてございます。本町の今後の進め方について、次の細々目3点について伺ってまいります。

まず①発達障害への理解についてであります。そもそも発達障害は、普通の思考、行動の前提につくられた社会の中で、その普通からの偏差によって図られたある値からそう呼ばれているだけであります。したがって、発達障害に対応できていないということは、学校教育が多様な人間像を想定していないことを意味することにほかなりません。みずからの当たり前を物事を考える物差しにせずに、理解を進めることが非常に大切であると考えます。

そこで、発達障害への理解というものは、人それぞれ異なるわけですね。これから地域で子供を見守る、そしてまた子供の居場所づくり、こちらを進めていくとい

うことで、先ほどの答弁がございましたけれども、理解を広げていく取り組みが必要であると考えますけれども、教育長のお考えをお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども申し上げましたとおり、本町においても発達障害の可能性のある児童生徒が年々増加傾向にあるわけがございます。そういう中で、各学校におきましては、発達障害の理解と適切な対応を図るべく、年度初めに校内支援委員会等を開催しまして、配慮を要する児童生徒について全職員で情報を共有したり、外部の研修会に参加した特別支援教育コーディネーター等が校内で伝講するなどして、校内研修会を適宜実施しております。

このことで、校内における発達障害への理解は徐々に進んできておりますが、私はこれだけでは十分でないと思っております。今後さらに、発達障害の特性の理解、それから特性に合った指導と支援を行うとともに、発達障害と二次障害の問題、保護者への支援のあり方なども含めた研修会を、専門家を招聘して実施し、全教員の発達障害への理解を深めまして、資質・能力の向上を図っていくことが非常に大事ではないかなと考えているところでございます。

あわせて、先ほど議員からもお話があったように、保護者や地域住民、地域の方々を含めた研修会も非常に大事だろうと、そういうふうなことも計画し、学校だけではなくて地域の方々への発達障害の理解を広げていくという取り組みも大事ではないかなと、こういうことも今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 障害児を持つ家族も、迷いながら特別支援学校であるとか、特別支援学級に子供を通わせる判断をしている現状があるということをご理解をいただいていることだと思います。ですので、先ほど、今教育長がお話がありましたように、例えば地域の区長会ですとか、まちづくり協議会とか、そういったいろいろな地域の、今、支援をしている団体等ありますので、そういったところで、ぜひ理解をしていただくような取り組みを今後進めていただければと思います。

それでは、次の②人材育成の質問について伺ってまいります。

実は、この大綱の最も重要な質問になろうかと思えます。この人材育成について、今後どういった形で取り組んでいく考えか、教育長のご所見をお伺いしたいと思

ます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 特別支援教育を担当する教員に対しまして、障害のある児童生徒や特別支援教育への理解を深め指導力を高めるための研修を、地域の特別支援学校、ここで言うと山元支援学校、今現在も連携しておるわけですが、さらに連携しながら計画的に実施していきたいと考えております。

また、担当教員の特別支援学校教員免許状の保有率の向上、これも非常に大事だと。本町におきまして、現在、特別支援学級担任の特別支援学校免許状保有率は46%、半分までいかないと。つまり、免許がなくても、今現在のシステムは担任はできるわけです。しかし、文科省は今後3年後には、全ての特別支援教育を担当する者には、いわゆるその免許状を保持しなければならないというふうに改正されるはずでございます。そういうふうなことを踏まえて、保有率の向上を目指していきたいと。

さらに、各障害種に関する専門性の向上を図るために、宮城県美田園にあります県の総合教育センターの専門研修会、つまり特別支援教育に特化した研修会が当然ございますので、そういうところに受講を奨励すると、人材育成を図ってまいりたいというふうに思っております。

さらに、現在17名、各学校に配置しています特別支援教育支援員を対象に、発達障害の理解と対応力の向上を目指した研修会、これはもう既に1回はやっているわけですが、最低2回以上は実施していきたいなど。やはり支援員の方々も、発達障害のことをしっかりと理解して支援していかないと、戸惑うだけなんですよね。しっかりとした支援ができませんので、やはりその辺を十分理解した上で、子供の支援に当たっていただきたいというふうなことで、引き続きこういう研修会を開いて力量の向上を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 先ほど名取の美田園にあります総合教育センターでの研修、いろいろ開催されていると思います。私が考えるに、やはり特別支援コーディネーター、各学校に1名配置されておりますけれども、そちらの先生方は当然、特別支援教室の担任の先生の指導的立場で、いろいろ側面からバックアップをします。当然、コーディネーターの先生を校長先生が任命するわけですから、トータル的なやはり監

督責任は、各校長先生にあるわけでごさいます、その校長先生の校長会、教頭会、そういった中での特別支援教育の状況把握に努めることが、やはり常日ごろ必要になってくるのかなと思いますし、特別支援コーディネーターの人事問題、つまりこういう資格が特に今なくても、コーディネーターの先生になれるものですから、やはり、各校での温度差といいますか、校内の支援体制の構築に、やはり差異が、先ほども出ているのが現実だというお話でございましたので、こういった各校の差がなくなるように、しっかりと特別支援教育の推進を今後も進めていっていただけるように切にお願いをしたいと思います。

あと、実際に、ちょっとなかなか申し上げにくいところですけども、特別支援教室の担任の先生になる方は、やはりいろいろお話を聞きますと、なかなか通常学級の運営に戸惑いを感じたり、指導に問題がある先生も多いというふうにお話を伺うことも私、ちょっと聞いたことがあります。全員が全員ではないと思いますけれども。そういったことも含めますと、やはり正しい知識、正しい理解を、教員の先生にも特別支援教育のあり方をしっかりと学んでいただくためにも、そういった研修をしっかりと学んで生徒の指導に当たっていただきたい、そのように感じている次第でございます。

最後の質問に入りたいと思います。

特別支援教育の推進プランを策定してはどうかという質問でございます。

専門家の研究によりますと、発達障害の子供がいじめを受けるリスクが高いことが既に報告されていることを受けまして、特別支援教育推進プランにて、発達障害の児童生徒のサポートを充実していくという仙台市の取り組みの記事を、1カ月ほど前に拝見をいたしました。

そこで、亘理町でもこの推進プランを策定し、特別支援教育のあり方を教育行政だけでなく、関連する部署または特別支援教育を受ける子供の両親、また地域の関係者、そういった方々に共通認識を図る意味でも推進プランを策定し、特別支援教育を推進していく必要があると考えますけれども、このあたり、教育長のご所見をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その前に、先ほどの人材育成について、ちょっとだけお話ししたいと思います。人事異動の作業に入っております。特別支援学級が町内には全てあり

ますので、先ほどいわゆる免許がない先生も張りつけているわけですが、私としては、もしそういうふうな学級というか、特別支援学級に配属されるための、もしそういう教員がどうしても欲しいと校長からなれば、当然、そのことを踏まえて県との交渉に当たるといふふうな、私の仕事もございますので、その辺も十分やっていきたいというふうに思っております。

それでは3点目。亶理町教育振興基本計画の目標及び基本方向に基づいた本町における今後の特別支援教育推進の基本方針を示すことは、多様な教育的ニーズにより適切に対応していく上でも非常に意味があるというふうに考えているところでございます。県の特別支援教育将来構想あるいは動向などを参考にしながら、本町の特別支援教育推進プラン検討委員会等の設置を含め、亶理町特別支援連絡協議会、今現在あるわけでございます、そういう協議会等の中で議論をしていきたい、検討していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） やはり、今検討していきたいという答弁がございましたので、やはり、視覚的に理解ができるというのは、非常に特別支援教育に通うお子さんの親御さんは、やはり安心につながるかと思えます。ましてや、今なかなか情報交換をする場がないという状況でございますので、何か道しるべになるようなものが、やはり早急に私は必要だと思えますので、ぜひ、こういったところの検討を進めていただければと思えます。

最後になりますけれども、私は先日11月に、名取の美田園の総合教育センターのほうで開催されました特別支援教育講座、公開講座に参加してまいりました。そのときに、リオオリンピック、こちらのほうでウィルチェアラグビーというスポーツがございまして、これは車椅子に座ったままラグビーのスポーツなんですけれども、それで、リオで仙台市出身の方で庄子健さんという方がいらっしゃいまして、その方の講演を伺ってきたんですけれども、そのお話の中で、これまでに最も一番成功したオリンピック・パラリンピックは、ロンドンパラリンピックだったそうです。

これは、何が成功だったかというのと、やはりロンドンという国、イギリスですね、これが非常に障害者に対する理解が進んでいる国だというお話でした。日本は2020年に東京オリンピック、そして東京パラリンピックが開催されるわけですが、やはり日本におけるパラリンピックを大成功におさめるにも、やはりこういっ

た宮城県、この亘理町、こういったところでも発達障害の理解がますます進んでいくことを私は切に願うわけであります。そういった意味も込めまして、本町の発達支援教育の推進がますますされるように切に願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって渡邊重益議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は15時45分とします。休憩。

午後 3時34分 休憩

午後 3時42分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番。熊田芳子議員、登壇。

〔16番 熊田芳子君 登壇〕

16番（熊田芳子君） 16番熊田芳子でございます。

本日最後の一般質問となってまいりました。

私は、災害発生時の福祉避難所開設についてと、町長の任期後半の所信についてと、2点について質問をいたします。

1点目、災害発生時の福祉避難所開設についてですが、災害時に要援護者である高齢者の方々等が安心して避難できる場所である福祉避難所については、まず、一旦近くの一一般の避難所に行き、そこから福祉避難所へと移動しなければならないということを町民の方々へ周知する手段は、どのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） さきの東日本大震災を受けまして、亘理町では町内の福祉施設と福祉避難所の設置協力に関する協定書の締結を行い、緊急入所施設として4カ所、福祉避難所として7カ所を指定しているところであります。

福祉避難所につきましては、避難生活が長期化すると予測される場合、一般の避難所では避難生活の継続が困難な方を対象に、要援護者のために特別の配慮がされた避難所として、必要数に応じて民間の福祉施設を福祉避難所等として設置・開設するものであります。

福祉避難所として、要援護者の対応に当たる福祉施設側としては、要援護者を受け入れる人数には限度があり、また受け入れる要援護者の病気、障害の程度、心身

の状況、服薬の状況等きちんと把握した上で対応しなければ、適切なケアが提供できないものであり、情報不足による混乱した状況に陥る恐れがあります。

そうした状況に陥らないよう、町としては、まずは一般の避難所に避難していただき、一般避難所において保健師と介護支援専門員が連携して要援護者の心身状況を適切に把握し、優先順位をつけた上で福祉施設に情報提供し、二次避難の支援に当たるといった体制を構築しております。

福祉避難所について周知すると、一般住民の方も直接福祉避難所へ避難されてしまうことも想定されるため、福祉避難所一覧としては公表はしていませんが、一般避難所で要援護者の把握に当たる介護支援専門員と福祉施設とは、年に1回、災害時対応検討会として福祉避難所の開設の流れと二次避難の支援の手順について確認を行っているところであります。

今後についても、災害が発生した場合を想定した医療、介護関係機関との情報共有、連携強化を図ることで、要援護者の安全で安心な避難支援を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） ただいまの答弁で、平成26年3月27日、7カ所の福祉施設と協定を結ばれたということでございます。これは、私どもも広報わたりの5月号に掲載されておりましたので周知しておるところでございます。そこで、町長にお伺いしたいと思います。福祉避難所は、今後、99%、30年以内に宮城県沖地震が発生すると言われておりますが、この福祉避難所は必要であるかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私は、やはり必要であると思っております。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 東日本大震災では、18人の震災関連死が認定されております。33名の申請に対して、それが認定されたのが18人。せっかく地震と津波で助かった命が、避難所とかそういった、後に肺炎とかインフルエンザにかかってお亡くなりになって、18人の救える命ではなかったのかなと、私は今、考えておるところでございます。福祉避難所が、この7カ所と法人が3カ所ですね、そこに避難したおかげで、震災関連死が18人とどまったということは、非常に命を守る意味で、非常に互理

町は進んでいるかなということで思っておりますけれども、町長が今、答弁されたように、福祉避難所は本当に必要なものであると思います。

そこで、熊本地震が去年の4月にありましたけれども、これは避難所と福祉施設と協定を結んでいたんですね、この熊本市。しかしながら、やはりどっと被災した人が集まって混乱を招くということで、やはり周知しなかったわけです。それで、104人しか福祉避難所に避難しなかったという状態が出ているんですね。そういった教訓を踏まえて、やはり亙理町もそれは周知しないということで徹底されているわけでございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたように、一応周知しないで順序を追ってということだと思いますけれども、この件についての具体的なことについては、福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほども町長の答弁の中にもありましたように、やはり混乱を避けるということと、あと一旦避難所に避難していただいてトリアージを行ってということで、やはり避難した方々の体の状態を確認させていただいてから福祉避難所のほうに行っていただくと。それが一番いいのかなというふうに思って公表は今のところ避けているというような状況でございます。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） ほかの県では、看護師とかそれから介護士の方が、体の不自由な方とかに、あなたは災害が起きたときに避難所に移行できるんですよと、そういうふうに一人一人、個人的にお話をしている県もございます。ただ、震災が発生してからでは遅すぎると思うんですね。事前にやはり、一人一人把握して、そういう福祉避難所のガイドラインというのも内閣府で作成しておりますけれども、これが、いざ地震が発生、きのうも深夜に岐阜県で大きな地震が発生しておりますが、そうなるからでは遅過ぎるんですよ。ですから、その前に、介護士とかそういった方々が、個別にいろいろコミュニケーションをとりまして、きちっとした対応を考えておかなければ、また第2、第3の避難が、犠牲者が出るということで、私は非常に懸念してるわけでございますけれども、それに対していかがでしょうか、町長。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほどの大槻議員の中にもあったんですけれども、やはり今から大事なのは、これら、それも含めましてのいわゆるセーフティネットワーク、これの構築が一番大事だと思います。ですから、ある一部分だけで情報を共有してもしようがないわけですから、セーフティネットワークをどう互理町として構築するかと、しっかりしたものをつくっていくかとなれば、いろいろな災害時においても、瞬時に一人一人のことについて把握できるわけですから、その辺が、これから互理町としては、セーフティネットワークの構築というのは非常に大きな課題になってきようかと、そのように思います。

議 長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 私がこの質問に「高齢者の方々等が」ということは、聴覚障害者とか、あるいは障害者、それから乳幼児とか、そういうのをもろもろ含めて質問しているわけですが、聴覚障害者の方が東日本大震災が発生したとき、防災無線放送も聞こえず、メールもその当時はごさいませんでしたので、非常に危ない思いをして四方山のほうに避難したということで、いろいろ耳に入っておりますけれども、そういった障害者の方々に、80人以上の互理町の方々に、どういうふうな周知で、今、津波が発生する、大地震が発生して津波が来ますという周知を、誰がどこでやるんですか。それをお尋ねしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） では、担当課長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 災害の発生の状況、避難指示等については、聴覚障害の方については防災無線が聞こえないというのは確かなことをごさいまして、町のほうで防災の登録メールもありますので、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方であれば、登録をさせていただいて、そのメール配信によって避難をしていただく、状況を把握していただくというところになるかと思います。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） そのように伝えておきます。

（2）に入ります。

受け入れ先の施設に対する支援は、どう対処されているのかをお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 受け入れ先の施設に対する支援としては、さきにお話ししましたとおり、要援護者に係る情報提供をしっかりと行うことを前提に対処してまいります。

その上で、町では経費の負担として、緊急入所施設については介護保険法関連法令、福祉避難所については災害救助法関連法令の定めるところによりまして、福祉避難所等の運営管理について要した費用を負担することとしております。

具体的には、1つ目は施設職員等に対する人件費。おおむね要援護者10人に対し1人を配置、夜勤、宿直等に対する費用も含むと。2つ目は、要援護者の飲食料及び介護用品等の経費、3つ目は施設に管理している生活必需品の物品費用に係る経費となります。備蓄品につきましては、各施設においてそれぞれ備蓄していただくようお願いしております。また、物資調達とボランティアの確保として、飲食料、介護用品及び日常生活用品等、福祉避難所等の運営に必要な物資を調達し、配布を行うとともに、亘理町社会福祉協議会で設置する災害ボランティアセンターと連携を図りながら、福祉避難所運営のためのボランティアを確保し、円滑な運営に努めていくことにしております。

議 長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 今から6年8カ月前の東日本大震災の福祉避難所について、思い起こしていただきたいんです。結局、施設側が請求書を出して、亘理町がちゃんとその金額を払った施設と、役場のほうから請求書を出してくださいとか何も言わずに、自分たちの施設で全部賄ったところもあるし、まちまちなんですよね、そういう点。そういう、今、副町長のときだったんですけれども、そういう、今後、きちんとした、今、町長がおっしゃられたように、なぜやっていたかできないのか。本当にこれは、こちらのほうにお金を請求して、その分ちゃんときちんと払ってある、こちらは全然役場から請求書を出してくださいとか、何も言われなくて、何もしていない、自分たちが全部かぶっている。そういうところがあるのであるんですね。今後、そういう対策は、どのように考えておりますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今、申したとおりの方法で、今後はやっていくということで、当時の、6年前ですね、このことについては、相当混乱しているというのは、大体事務レベルで40日間もテントでございますから、その辺もご理解いただきたいと思いま

す。

議 長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） それは今後ですね。ですから、検証するということが大事だと思います。そして、解除になりましたね、福祉避難所。そのときに手紙一本でいいんです、「いろいろとありがとうございました」。そして、副町長が出向いたっていいではないですか。命を助けてくれたんですよ、この震災関連死18名ですからね。かなりの最小限度に絞ったわけです。ですから、そういった感謝の気持ち、それを7カ所の福祉避難所にお話をした経歴というのがありますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私としては、その情報については全くわかっておりません。したがって、そういった情報があったら、議員さんのほうから私に言ってもらえれば、即、私も動くはずでございます。

議 長（佐藤 實君） 熊田議員。

16番（熊田芳子君） いかにも平常時に備え、皆さんの連絡体制、そういった連携を密にしていくことが、非常に大切であると、私は考えております。

次の質問に入ります。

町長の任期後半の所信について。

平成26年5月に当選されたとき、職員の方々への就任の挨拶の中で「復興をさらに加速させていくことが最重要課題である。被災者の皆さんの抱える悩みに、行政としてどう対応していけるか、職員とともに知恵を絞って対応していく」と決意を述べられております。あと、残すところ、町長の任期は約半年ですね。日にちにしたら196日限りでございます。目標はなし遂げられましたでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成26年5月に、町民のご信託をいただきまして、亘理町長に就任以来、3年6カ月にわたりまして佐藤議長を初め各議員の皆様、町民の皆様、関係機関、そして職員の皆様からのご支援、ご協力を賜りましたことは、まことに感謝にたえないところであり、ここに改めて衷心より感謝申し上げます。

私は、就任以来、本町のまちづくりは協働によるまちづくりという理念に基づき、主役である町民の皆様の思いを亘理の力として、地域と積極的に連携を図り、元気あふれる町となるよう、町政の発展と町民の福祉の向上のために誠心誠意取り組ん

でまいりました。

東日本大震災からの復興につきましては、平成23年に策定しました亘理町震災復興計画の発展期のかじ取りを仰せつかりました。特に、最重要課題でありました被災された方々の生活再建につきましては、防災集団移転促進事業の団地造成や、災害公営住宅の完成により、ピーク時には1,035世帯、3,331人入居しておりました応急プレハブ仮設住宅については、本年3月末時点におきまして全て退去し、新たな生活をスタートされました。

また、復興計画当初から、一体的な戦略に基づき、各種の復旧・復興事業を実施し、今年度中に復興計画の約85%の事業が完遂予定となっており、亘理町震災復興計画の基本理念であります「安全・安心元気のあるまち 亘理」の実現に向け、震災10年後の平成32年度には、復興のモデルとなるよう新生亘理の実現とさらなる発展に向け、まちづくりを進めてまいりました。

平成28年4月からスタートさせた第5次亘理町総合発展計画につきましては、町民の皆様とともに、亘理町の将来のあるべき姿を皆様方の思いを込めた計画として策定し、さらに同時期に策定した亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、亘理町における最重要課題である定住促進を加速するため、総合発展計画に掲げる政策や施策を基本としながら、人口減少克服、亘理ならではの地方創生を実現すべく、特に有効な施策を迅速に、そして重点的に実施し、亘理町のすばらしさを県内外に発信しておりました。

新庁舎建設事業につきましては、町民の安全・安心の確保と、町民に親しみを持たれる新庁舎、笑顔広がる交流拠点として、基本構想、基本計画を策定し、今般、実施設計を取りまとめ、今年度中の着工に向けてスピード感を持って取り組んでまいりました。

さらに、行財政面におきましても、健全財政を維持しながら、組織機構の見直しなどの行政改革にも取り組み、自立したまちづくり体制の構築に努めたところでございます。

目標の達成度的には、9月定例会において高野孝一議員の一般質問にお答えしましたとおり、点数などの数値ではなかなか評価することは困難でございますし、評価するのは町民の皆さんであると考えます。私の町長就任時の最重要課題であった震災からの一日も早い復興の完遂につきましては、目標に向け、ほぼ計画どおりに

事業を推進していることから、現在までの復興につきましては、おおむね達成できたのではないかと思慮しておりますが、まだ物の例えではありますけれども、85と先ほど申し上げましたが、物事9割までいったときは、道半ばあるという例えもあります。まだ復興は道半ばでありますから、むしろ目標に向かって、目標達成に、復興完遂に推進中というのが本当のところではないかと思うわけでございます。

その一方におきまして、最重要課題の復興関連業務にかかるウエートが大変大きかったために、町政に対しての私自身のカラーを出し切れなかったという点では、町長として、私の達成感としては、高野孝一議員のときも申し上げたと思えますけれども、不満足と感じておるわけでございます。

いずれにしましても、私の大好きな亘理町のため、日々鋭意努力を重ね、精いっぱい残った期間の職責を全うしようとしているのが現状でございます。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 町長、私は一議員としてここに立っておりますけれども、この背中の上には、たくさんの町民の方々がのしかかっているところでございます。町長にお尋ねしたいんですが、約半年、196日ですけれども、197日目はあるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど言いましたように、9割にかかったときが道半ばというのが昔からの例えでございます。いよいよ第4コーナーを回ってきまして胸突き八丁でございます。日々の業務におきまして、いろいろな問題点が出ていますから、現在、それにいかに対応するかと。先ほど言ったようにあと半年、日数は数えてないんですけれども、これは1日、1日一生懸命やっていきたいということで、その後どうするかというご質問ですけれども、これは考える暇がなかったので、今度の正月、少し時間が出たら考えてみようかなと思います。私がさらに残るのが適当なのかどうか、これは正月に少し考えて、それなりの考えを出して、しかるべきときに表明しようかなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 町長の気持ちはよくわかりましたけれども、この胸の中に、亘理町のまちづくりに対して、まだやるぞという闘志、これがめらめらと沸き上がってくるのではないのでしょうか。それで自分がお正月過ぎてから、今、現職の町長として

そういった答えですけれども、これが全国にホームページで出されたら、そのとおりになっているのでしょうか。再確認したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど、最後に申し上げたとおり、私は亘理町が大好きでございますから、毎日毎日、炎立つでございます。毎日毎日、炎が燃え上がっておりますから、一日、一日、勝負でございます。（「質問終わります」の声あり）

議 長（佐藤 實君） これをもって熊田芳子議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとして、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時07分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 大 槻 和 弘

署 名 議 員 百 井 いと子